

第2期湯河原町

子ども・子育て  
支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月  
湯河原町

# はじめに



本町では、次世代育成支援行動計画の基本理念である「自然とやさしさの中で健やかに子どもが育つまち」を継承し、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく「湯河原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代を担う子どもたちの健やかな育成を支援するために、子育て支援施策の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化により、子育て世帯を取り巻く環境は、家族の形態や保護者の就労状況などにより著しく変化し、子育てに不安を抱える家族への子ども・子育てを支援する仕組みづくりは、引き続き社会全体の大きな課題となっております。

このような社会情勢の変化や現計画の進捗状況を把握・分析するとともに、昨年度実施した「湯河原町子ども・子育て支援事業に関するアンケート」調査の結果、さらに町民の皆様・関係機関等からいただいたご意見を踏まえ、「第2期湯河原町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」を策定しました。

今後は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを応援するため、この計画に掲げた目標と具体的な施策を着実に推進することにより子育て環境の充実を図り、子育て支援策の量の拡充や質の向上を総合的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただいた「湯河原町子ども・子育て会議」の皆様はじめ、「アンケート調査」や「パブリックコメント」に貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和2年 3月

湯河原町長 富田 幸宏



# 目 次

## 第1部 総論

第1章 計画策定にあたって .....	3
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画の背景 .....	4
3 計画の位置づけ .....	5
4 計画期間 .....	6
5 計画の策定体制 .....	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況 .....	9
1 人口動態と子ども世帯 .....	9
2 少子化の動向 .....	12
3 保育環境・教育環境の状況 .....	20
4 子育て支援事業の提供体制 .....	21
5 子どもの貧困率 .....	21
6 ニーズ調査からの課題 .....	22
第3章 計画の基本的な考え方 .....	29
1 計画の基本理念 .....	29
2 計画の基本的な視点 .....	29
3 施策体系図 .....	31
4 子ども・子育て支援法の一部改正 .....	32
5 新制度の事業体系 .....	33
6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計 .....	36
7 教育・保育の提供区域 .....	37
8 就学前・小学校児童人口推計 .....	37

## 第2部 各論

第1章 教育・保育施設の充実 .....	41
1 教育・保育施設の必要量の見込みと確保方策 .....	41



<b>第2章 地域子ども・子育て支援事業の充実</b> .....	<b>45</b>
1 利用者支援事業.....	45
2 地域子育て支援拠点事業.....	45
3 妊婦健康診査事業.....	46
4 乳児家庭全戸訪問事業.....	47
5 養育支援訪問事業.....	47
6 子育て短期支援事業.....	48
7 子育て援助活動支援事業.....	48
8 一時預かり事業.....	49
9 延長保育事業.....	50
10 病児・病後児保育事業.....	50
11 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）.....	51
12 放課後子ども教室推進事業.....	51
13 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	52
14 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	52
<b>第3章 子ども・子育て支援の新たな取組</b> .....	<b>55</b>
1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	55
<b>第4章 子ども・子育て支援関連施策の推進</b> .....	<b>59</b>
1 地域における子育て支援.....	59
2 母子・思春期保健の充実.....	65
3 子どもの教育環境の整備.....	72
4 子どもにやさしい生活環境の整備.....	76
5 職業生活と家庭生活の両立の推進.....	77
6 子どもと地域の安心・安全の確保.....	77
7 特に支援の必要な子どもたちと家庭への支援の充実.....	79
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	<b>85</b>
1 計画の推進.....	85
2 計画の進行管理.....	85
3 計画の進行状況の公表.....	86
4 国・県への要望.....	86
<b>資料編</b> .....	<b>89</b>
1 子ども・子育て支援法の抜粋.....	89
2 子ども・子育て会議.....	93
3 用語解説.....	95





# 第1部 総論

## 第1章

### 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

我が国は、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもやその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。特に首都圏や大都市圏では、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。

このような状況の中、本町では平成17年に「次世代育成支援行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、時代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。さらに国による平成24年8月の『子ども・子育て関連3法』成立を受けて、「第1期湯河原町子ども・子育て支援事業計画」（以降「第1期計画」という）を2014（平成26）年度に策定しました。この計画は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容等を盛り込んだ5か年計画であります。

そして国は、2017（平成29）年に「子育て安心プラン」を公表し、さらに2019（令和元）年には、家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、「子ども・子育て支援法」の一部を改正しました。これにより、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、同年10月からは利用者負担の無償化が始まりました。

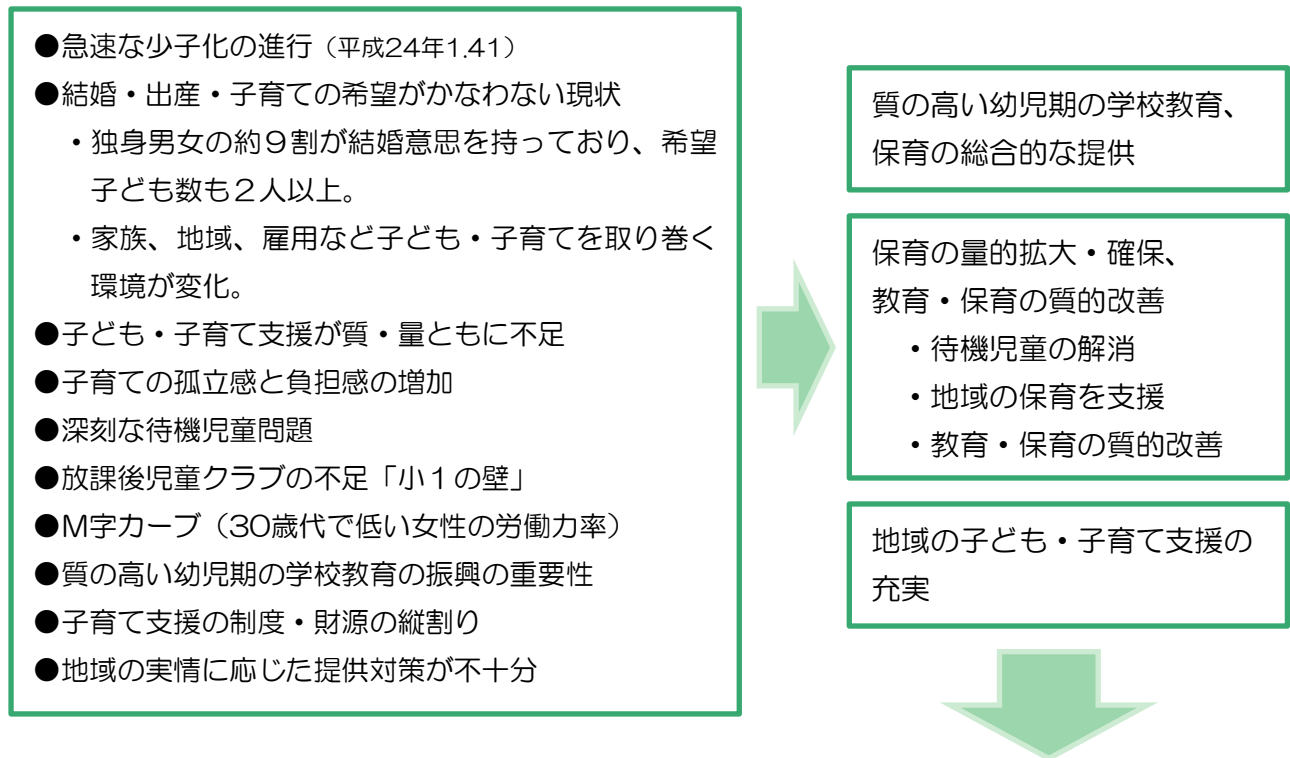
本町ではこうした動きを受けて、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直し、「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、このたび「第2期湯河原町子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、こうした少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、本町に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指します。



## 2 計画の背景

国においては人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下の諸点をまとめています。



これを受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法に基づき平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度へ移行することになりました。

### 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

### 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設
- 子育てのための施設等利用給付※令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化を実施
- 地域の子ども・子育て支援の充実
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 子ども・子育て会議の設置

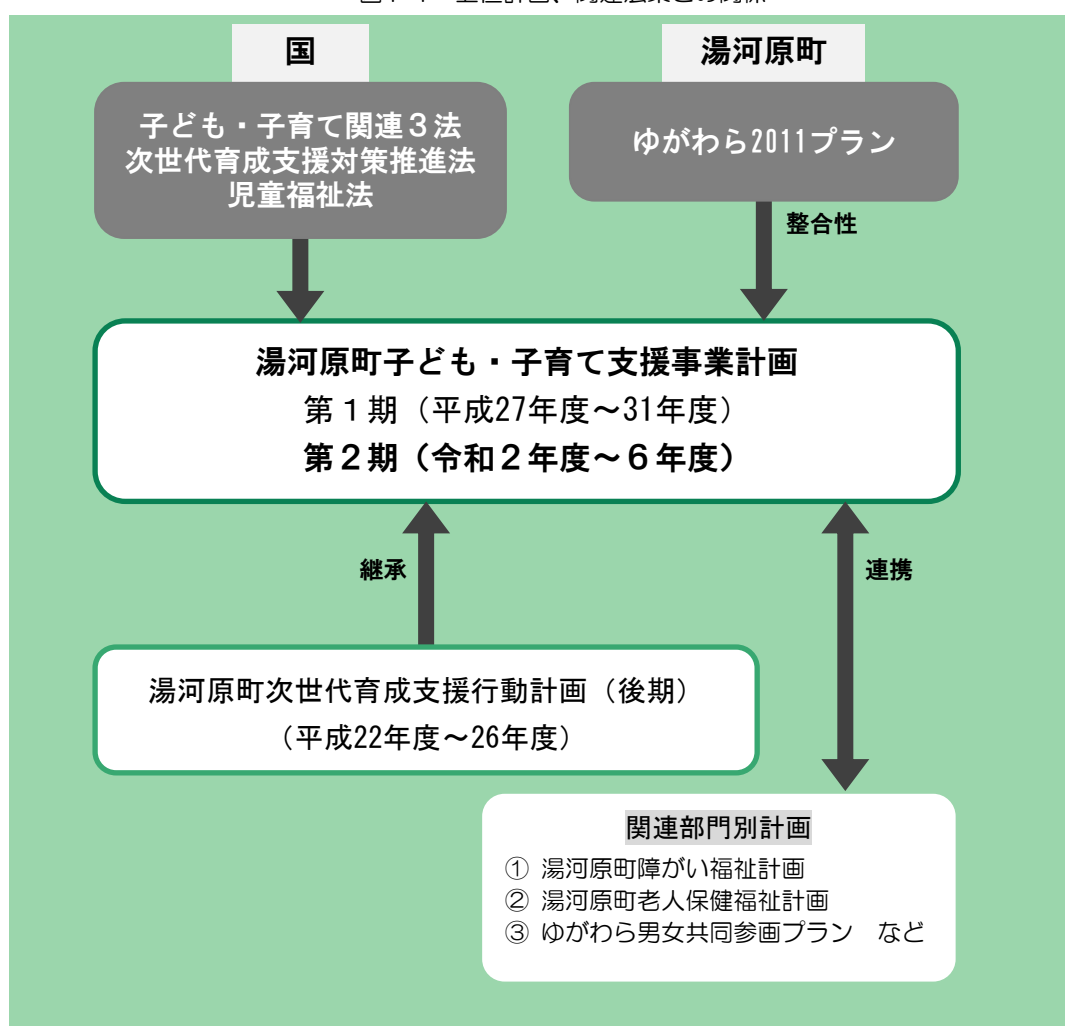
### 3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

**[子ども・子育て支援法の基本理念]**

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

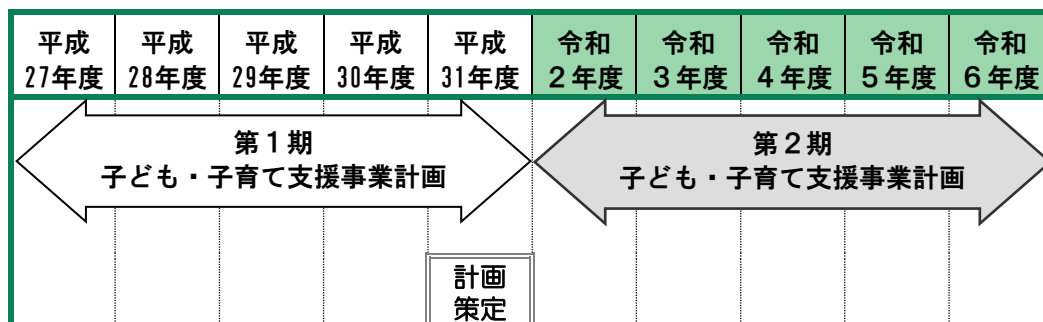
図1-1 上位計画、関連法案との関係



## 4 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間と定められています。

図1-2 計画の期間



## 5 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本町では就学前児童をもつ保護者世帯に対しニーズを把握するため、平成31年1月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

### (2) 湯河原町子ども・子育て会議の設置

本町では、本計画の内容を審議するため、湯河原町子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

「湯河原町パブリックコメント制度」に基づき、計画策定にあたっての意見及び情報を広く町民から募集しました。



## 第 2 章

# 子ども・子育てを取り巻く状況



## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 人口動態と子ども世帯

#### (1) 総人口と年少人口の推移

湯河原町の総人口は、平成30年1月1日現在、24,393人で、平成24年から減少傾向となっています。

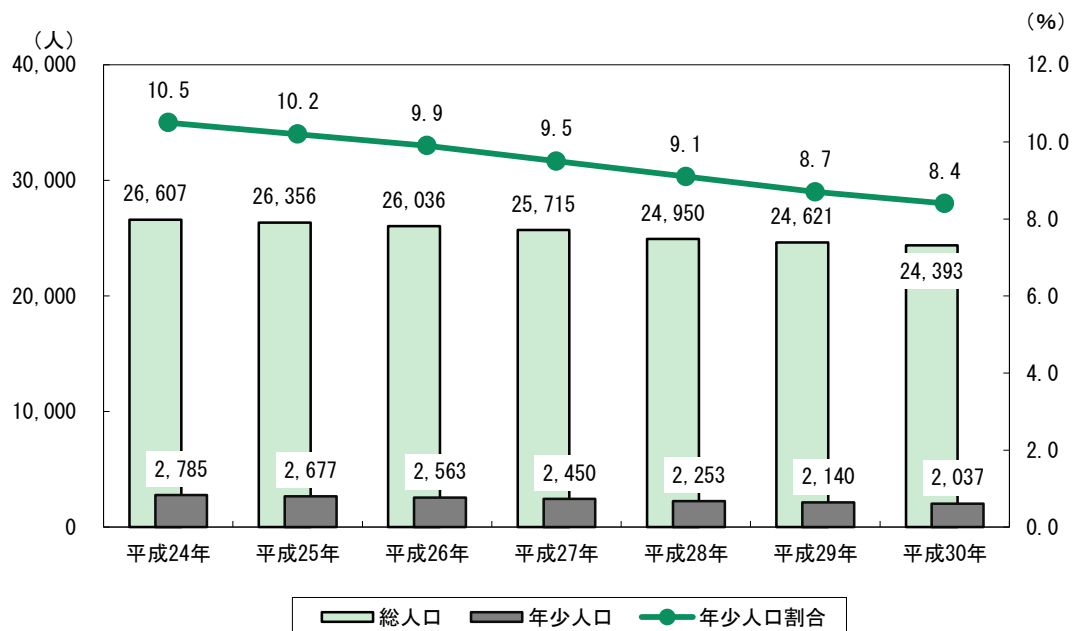
年少人口（15歳未満）は、平成24年1月1日現在、2,785人でしたが、平成30年には2,037人となりました。年少人口割合は8.4%で、減少傾向が続いています。

図表2-1 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口	26,607	26,356	26,036	25,715	24,950	24,621	24,393
年少人口 (15歳未満)	2,785	2,677	2,563	2,450	2,253	2,140	2,037
年少人口割合	10.5	10.2	9.9	9.5	9.1	8.7	8.4

資料：神奈川県 市町村別年齢3区分人口一覽



## (2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

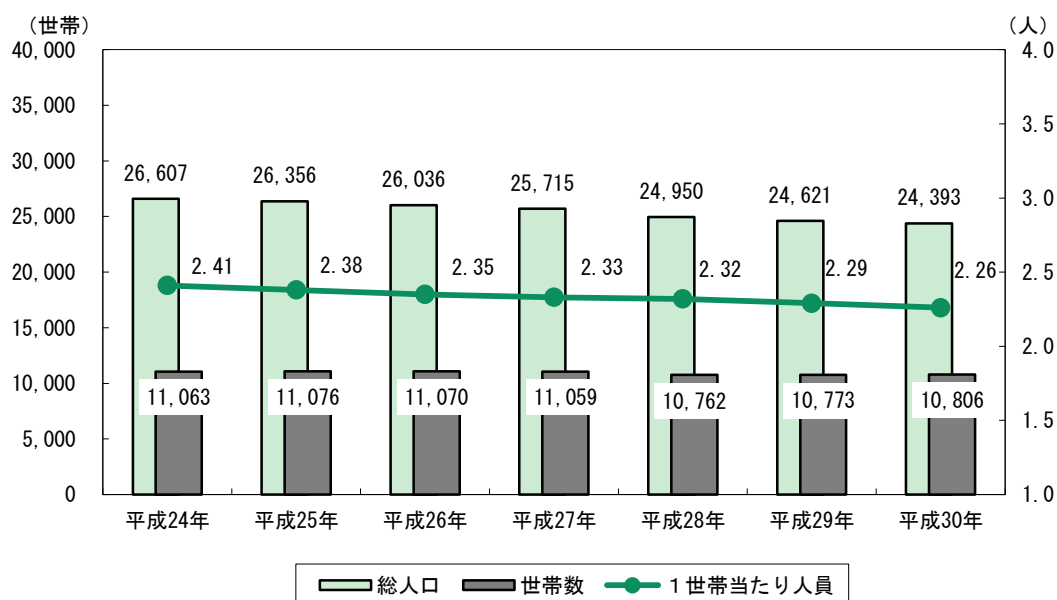
世帯数は、平成26・27年と減少しましたが、平成28・29年と増加し、平成30年には10,806世帯となっています。1世帯あたり人員は減少傾向となっており、平成30年1月1日現在の1世帯あたり人員は2.26人となっています。

図表2-2 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
総人口	26,607	26,356	26,036	25,715	24,950	24,621	24,393
世帯数	11,063	11,076	11,070	11,059	10,762	10,773	10,806
1世帯あたり人員	2.41	2.38	2.35	2.33	2.32	2.29	2.26

資料：神奈川県人口統計調査結果



(3) 世帯の家族類型の推移

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成27年時点の核家族世帯(5,815世帯)は、総世帯数(10,724世帯)の54.2%となっています。「夫婦のみ」世帯、「男親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯の18.7%が「ひとり親世帯(男親と子ども、女親と子ども)」となっています。

図表2-3 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	(再掲)	
					6歳未満 親族のいる 世帯	18歳未満 親族のいる 世帯
総世帯数	10,465	10,793	10,972	※10,724	592	1,663
A 親族世帯	7,439	7,445	7,288	6,850	592	1,660
I 核家族世帯	5,956	6,065	6,035	5,815	464	1,251
(1)夫婦のみ	2,202	2,374	2,439	2,502	—	—
(2)夫婦と子ども	2,814	2,633	2,482	2,228	433	1,056
(3)男親と子ども	132	143	152	156	1	20
(4)女親と子ども	808	915	962	929	30	175
II その他の親族世帯	1,483	1,380	1,253	1,035	128	409
(5)夫婦と両親	51	48	51	33	—	—
(6)夫婦とひとり親	167	172	175	160	—	—
(7)夫婦、子どもと両親	304	248	192	142	34	96
(8)夫婦、子どもとひとり親	491	454	370	281	44	150
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	31	30	35	21	—	2
(10)夫婦、子どもと 他の親族(親を含まない)	103	101	98	89	12	56
(11)夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	28	26	27	16	4	4
(12)夫婦、子ども、親と 他の親族	102	86	70	49	21	42
(13)兄弟姉妹のみ	67	58	70	94	—	—
(14)他に分類されない 親族世帯	139	157	165	150	13	59
B 非親族世帯	83	111	145	114	—	3
C 単独世帯	2,943	3,237	3,539	3,740	—	—

※平成27年の総世帯数は、世帯の家族類型「不詳」20世帯を含む

資料：国勢調査



## 2 少子化の動向

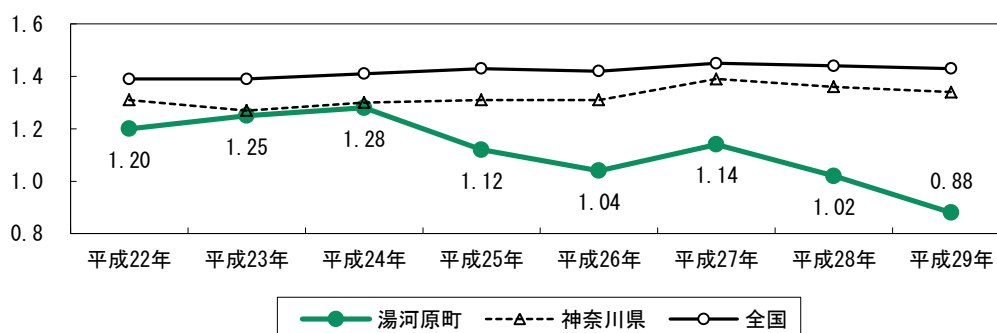
### (1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移をみると、平成24年の1.28以降は減少傾向にあります。平成29年には0.88まで減少し、県及び全国を下回っています。

図表2-4 合計特殊出生率の推移

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
湯河原町	1.20	1.25	1.28	1.12	1.04	1.14	1.02	0.88
神奈川県	1.31	1.27	1.30	1.31	1.31	1.39	1.36	1.34
全 国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：神奈川県衛生統計年報統計表 人口動態総覧



### (2) 出生数、出生率の推移

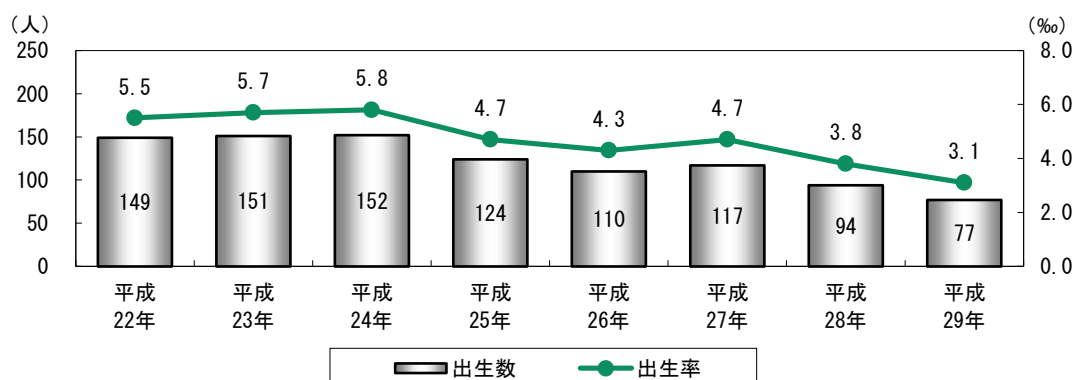
出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は平成24年の152人から減少傾向となっており、平成29年時点では77人、出生率（人口千人あたり）は3.1‰（パーミル）となっています。

図表2-5 出生数、出生率の推移

単位：人、‰（パーミル：千分率）

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
出生数	149	151	152	124	110	117	94	77
出生率	5.5	5.7	5.8	4.7	4.3	4.7	3.8	3.1

資料：神奈川県衛生統計年報統計表



(3) 出生率の推移と比較

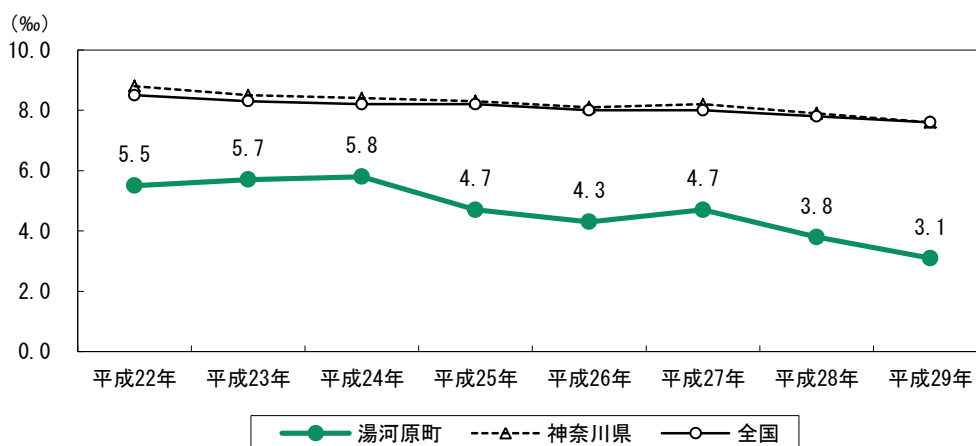
出生率（人口千人あたり）の推移を県、全国と比較すると、平成22年以降は県及び全国を下回って推移しています。

図表2-6 出生率の推移と比較

単位：‰（パーミル：千分率）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
湯河原町	5.5	5.7	5.8	4.7	4.3	4.7	3.8	3.1
神奈川県	8.8	8.5	8.4	8.3	8.1	8.2	7.9	7.6
全 国	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料：神奈川県衛生統計年報統計表 全国：人口動態総覧



#### (4) 未婚率の推移と比較（男性）

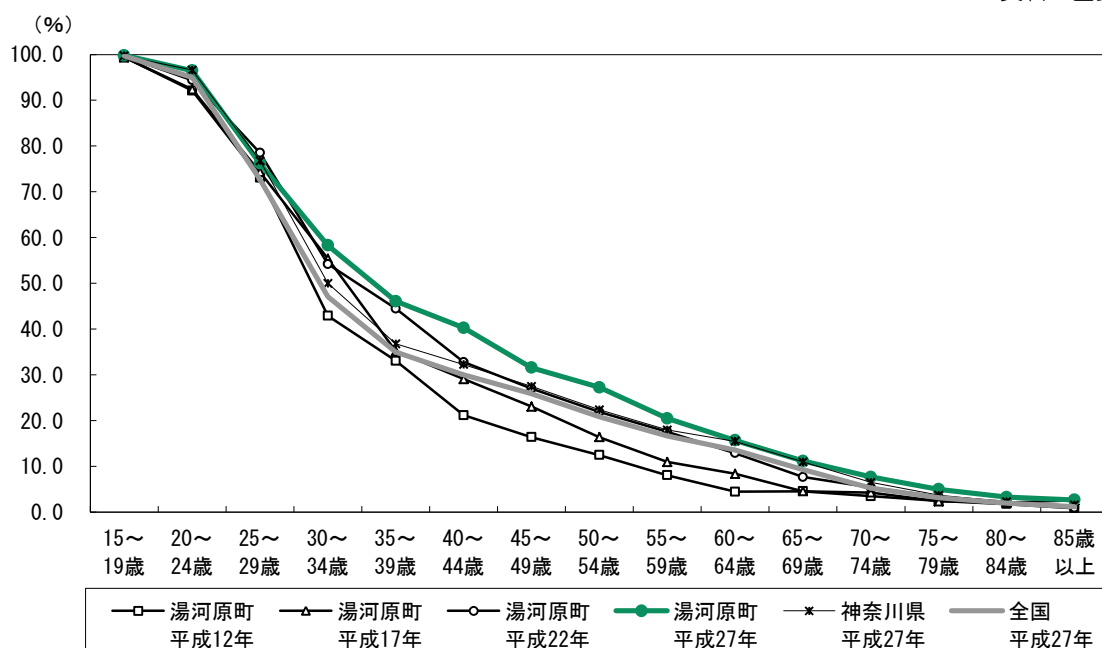
国勢調査によると平成27年時点の男性の未婚率は、30～34歳が58.3%、35～39歳が46.1%となっているなど、20～29歳を除く各年代において県及び全国より高くなっています。平成12年との比較でみると、25～64歳の未婚率が10ポイント以上高くなっており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表2-7 未婚率の推移と比較（男性）

単位：％

	湯河原町				神奈川県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.4	99.4	99.6	99.8	99.7	99.7
20～24歳	92.1	92.4	94.4	96.5	96.6	95.0
25～29歳	73.1	74.3	78.5	76.2	76.8	72.7
30～34歳	42.9	55.4	54.2	58.3	50.0	47.1
35～39歳	33.1	35.2	44.5	46.1	36.8	35.0
40～44歳	21.2	29.1	32.8	40.3	32.3	30.0
45～49歳	16.4	23.1	27.0	31.6	27.5	25.9
50～54歳	12.5	16.4	21.9	27.3	22.4	20.9
55～59歳	8.1	11.0	17.6	20.5	18.0	16.7
60～64歳	4.5	8.4	12.9	15.7	15.5	13.6
65～69歳	4.6	4.6	7.7	11.2	11.0	9.3
70～74歳	3.5	4.3	5.4	7.7	6.5	5.3
75～79歳	2.5	2.4	3.4	5.0	3.7	3.2
80～84歳	1.8	2.1	2.3	3.3	2.3	2.0
85歳以上	0.9	2.6	1.0	2.7	1.6	1.2

資料：国勢調査



(5) 未婚率の推移と比較（女性）

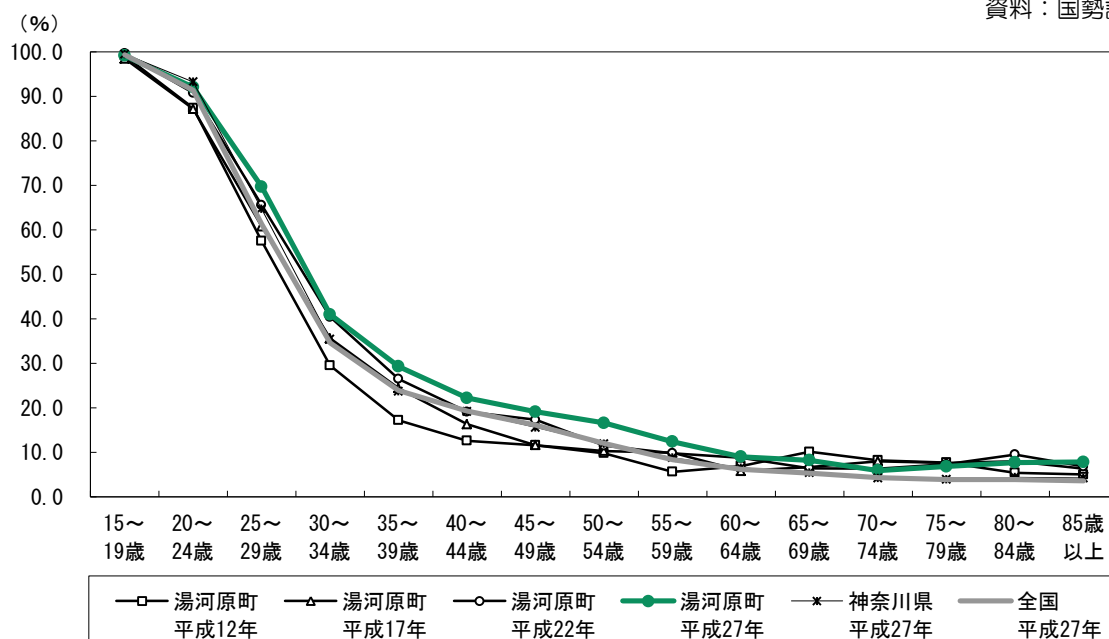
国勢調査によると平成27年時点の女性の未婚率は、25～29歳で69.7%、30～34歳で41.0%、35～39歳が29.3%となっており、県及び全国を上回っています。平成12年との比較でみると、25～39歳の未婚率が10ポイント以上高くなっており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表2-8 未婚率の推移と比較（女性）

単位：％

	湯河原町				神奈川県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.2	98.5	99.7	99.2	99.5	99.4
20～24歳	87.4	87.2	90.8	92.1	93.3	91.4
25～29歳	57.5	60.8	65.6	69.7	64.7	61.3
30～34歳	29.5	35.6	40.4	41.0	35.4	34.6
35～39歳	17.2	24.4	26.5	29.3	23.7	23.9
40～44歳	12.6	16.3	19.1	22.2	19.2	19.3
45～49歳	11.6	11.6	17.3	19.1	15.6	16.1
50～54歳	9.8	10.3	11.5	16.6	11.9	12.0
55～59歳	5.6	9.9	9.8	12.4	8.8	8.3
60～64歳	6.9	5.8	8.8	9.0	6.5	6.2
65～69歳	10.1	6.7	6.4	8.2	5.4	5.3
70～74歳	8.2	8.0	6.3	5.9	4.2	4.3
75～79歳	7.7	7.6	7.3	6.8	3.9	3.9
80～84歳	5.4	8.0	9.5	7.7	4.4	3.9
85歳以上	5.0	6.3	6.8	7.8	4.2	3.6

資料：国勢調査



(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

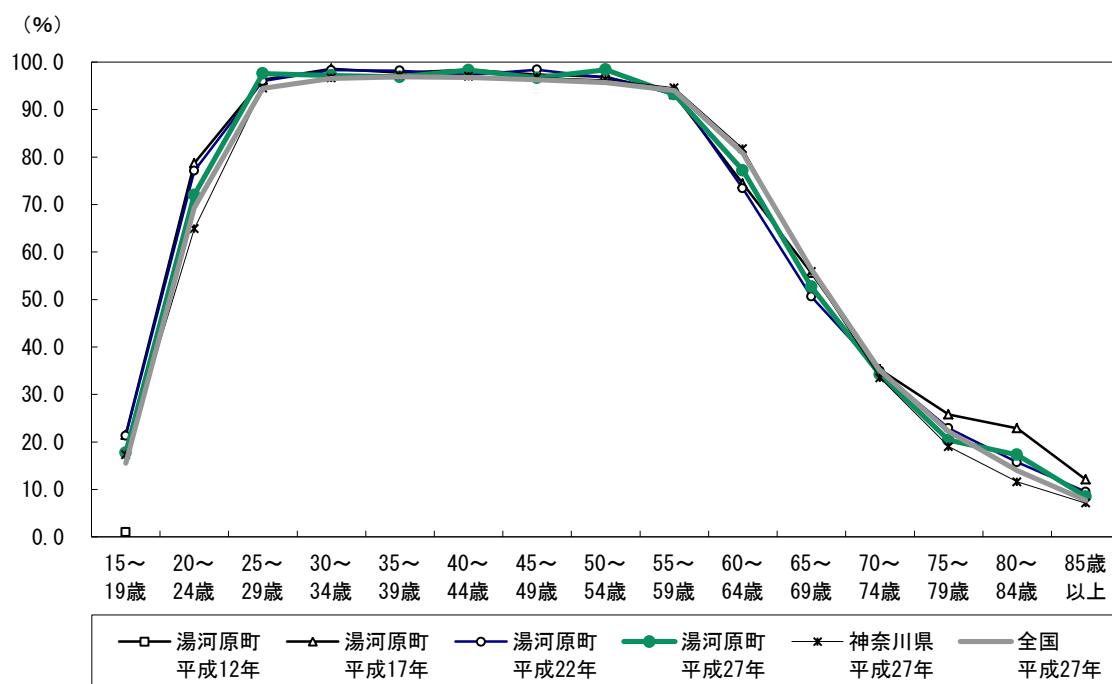
国勢調査によると、平成27年時点の男性の労働力率は、25歳～59歳で90%以上を維持しており、県と同水準になっています。

図表2-9 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

単位：％

	湯河原町				神奈川県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	21.5	21.3	17.7	18.3	17.3	15.5
20～24歳	78.7	77.1	72.0	72.7	64.9	69.3
25～29歳	96.3	96.0	97.6	95.1	94.5	94.5
30～34歳	98.6	98.3	97.2	97.1	96.7	96.6
35～39歳	97.8	98.2	96.9	96.2	97.2	96.9
40～44歳	98.4	97.3	98.3	95.8	97.0	96.8
45～49歳	97.4	98.4	96.7	95.4	96.8	96.3
50～54歳	96.9	96.7	98.4	94.6	96.3	95.7
55～59歳	93.2	93.9	93.2	93.7	94.6	94.0
60～64歳	74.4	73.4	77.2	79.3	81.8	80.8
65～69歳	55.6	50.6	52.7	53.9	55.9	56.4
70～74歳	35.3	35.0	34.2	34.5	33.5	35.1
75～79歳	25.8	22.9	20.4	21.3	19.0	22.2
80～84歳	22.9	15.7	17.3	12.2	11.6	14.0
85歳以上	12.1	9.5	8.5	8.8	7.1	7.7

資料：国勢調査



(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

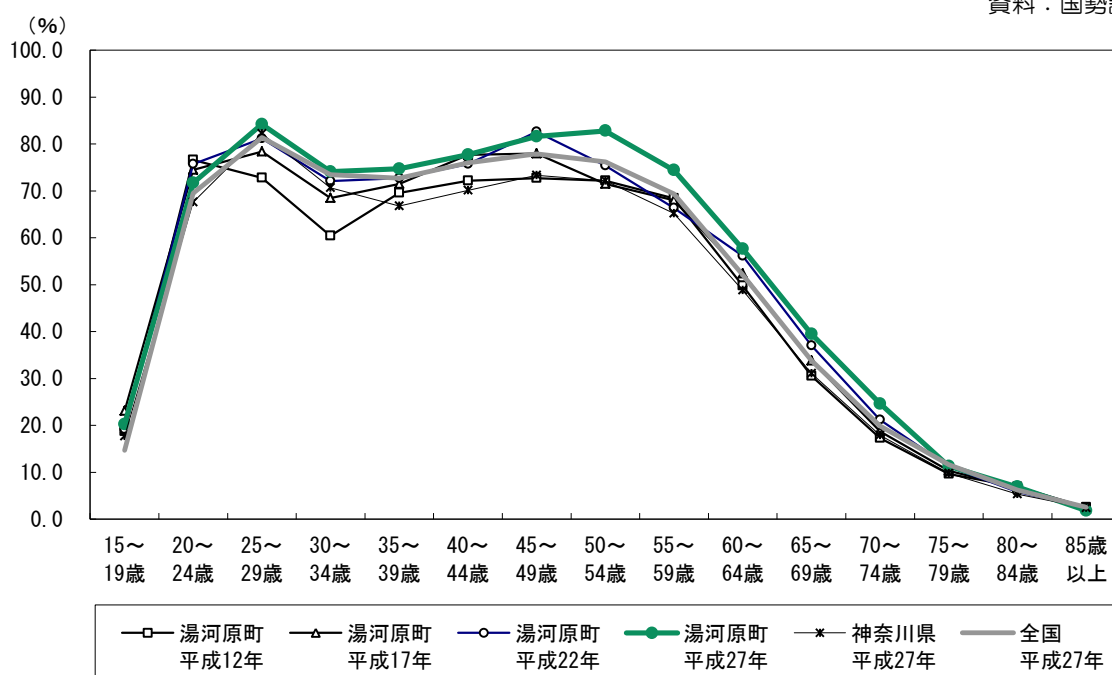
国勢調査によると、平成27年時点の女性の労働力率は、県および全国と比較すると各年代で高く、45～54歳では80%を超えています。20歳代～50歳代では、出産・子育て年齢といわれる30歳代でいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

図表2-10 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

単位：%

	湯河原町				神奈川県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	18.7	23.1	19.1	20.2	17.7	14.7
20～24歳	76.6	74.5	75.7	71.7	67.6	69.5
25～29歳	72.8	78.4	81.2	84.2	82.2	81.4
30～34歳	60.4	68.5	72.1	74.1	70.7	73.5
35～39歳	69.6	71.5	72.7	74.7	66.8	72.7
40～44歳	72.2	77.7	75.7	77.7	70.1	76.0
45～49歳	72.7	78.0	82.6	81.6	73.3	77.9
50～54歳	72.2	71.5	75.4	82.8	72.2	76.2
55～59歳	68.4	68.0	66.4	74.4	65.2	69.4
60～64歳	49.8	52.4	56.1	57.6	48.8	52.1
65～69歳	30.5	33.8	37.0	39.5	31.1	33.8
70～74歳	17.3	18.7	21.2	24.6	17.9	19.9
75～79歳	9.6	10.3	11.2	11.3	9.8	11.6
80～84歳	6.9	6.6	5.8	6.9	5.3	6.2
85歳以上	2.5	2.1	2.4	1.8	2.4	2.5

資料：国勢調査



## (8) 母の年齢別出生数の推移

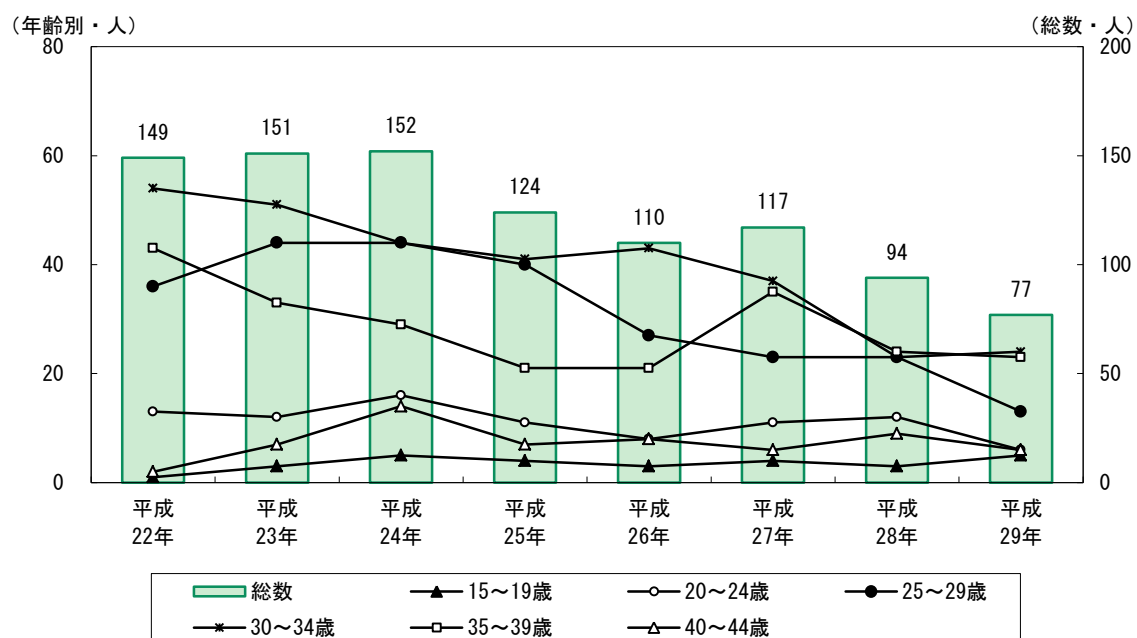
母の年齢別出生数の推移をみると、平成22年では20歳代が49人、30歳代が97人、40歳代が2人でしたが平成29年では、20歳代が19人、30歳代が47人、40歳代が6人となっており、出生数の減少に伴い徐々に晩産化が進行していることがうかがえます。

図表2-11 母の年齢別出生数の推移

単位：人

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
総数	149	151	152	124	110	117	94	77
15歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15～19歳	1	3	5	4	3	4	3	5
20～24歳	13	12	16	11	8	11	12	6
25～29歳	36	44	44	40	27	23	23	13
30～34歳	54	51	44	41	43	37	23	24
35～39歳	43	33	29	21	21	35	24	23
40～44歳	2	7	14	7	8	6	9	6
45～49歳	—	1	—	—	—	1	—	—
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：神奈川県人口動態統計



(9) 婚姻数、婚姻率の推移

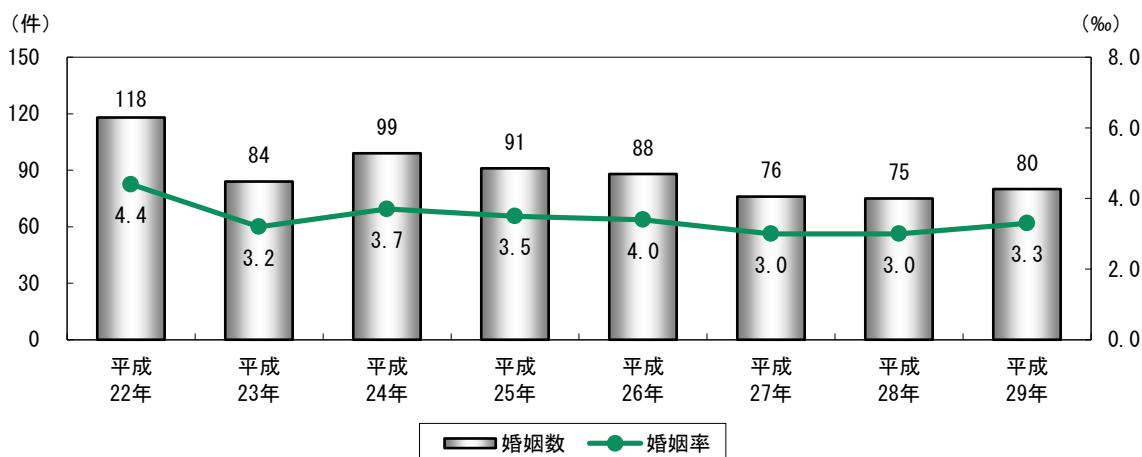
婚姻数は、平成22年の118件から減少傾向で推移し、平成29年時点で80件となっています。婚姻率（人口千人あたり）は3.3‰となっています。

図表2-12 婚姻数、婚姻率の推移

単位：件、‰（パーミル：千分率）

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
婚姻数	118	84	99	91	88	76	75	80
婚姻率	4.4	3.2	3.7	3.5	3.4	3.0	3.0	3.3

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧



(10) 離婚数、離婚率の推移

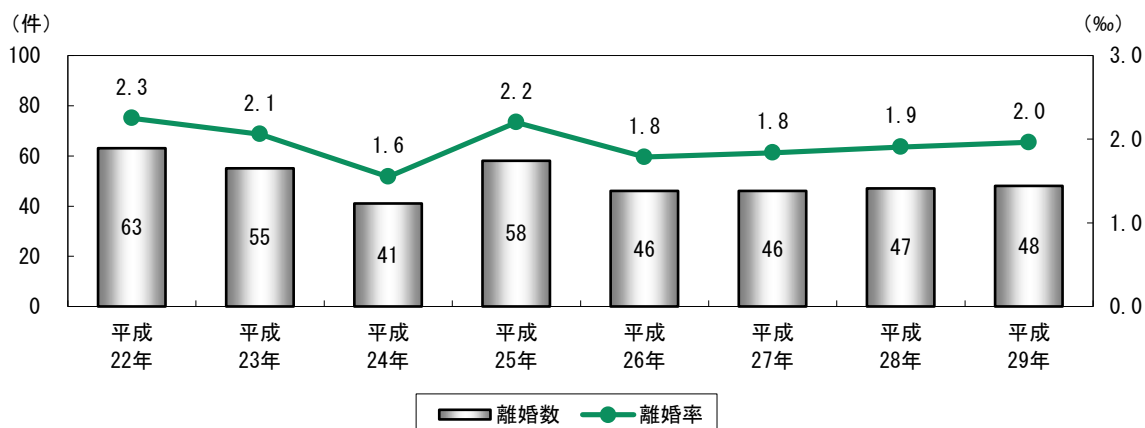
離婚数は、平成29年時点で48件となっており、離婚率（人口千人あたり）は2.0‰となっています。

図表2-13 離婚数、離婚率の推移

単位：件、‰（パーミル：千分率）

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
離婚数	63	55	41	58	46	46	47	48
離婚率	2.3	2.1	1.6	2.2	1.8	1.8	1.9	2.0

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧





### 3 保育環境・教育環境の状況

#### (1) 保育所入所児童数の推移

図表2-14 保育所入所児童数の推移

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成26年度	2	28	66	84	111	105	396
平成27年度	4	42	44	93	91	109	383
平成28年度	5	32	55	63	110	92	357
平成29年度	4	34	48	70	71	111	338
平成30年度	1	34	51	70	78	68	302

各年度4月1日現在

#### (2) 私立幼稚園、公立幼稚園の入園児童数の推移

図表2-15 私立幼稚園、公立幼稚園の入園児童数の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入園児童数（私立）	86	94	96	69	56
入園児童数（公立）	28	32	34	26	24

資料：学校基本調査

#### (3) 学童保育所入所児童数の推移

図表2-16 学童保育所入所児童数の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入所児童数	115	149	159	172	178
か所数	3	3	3	3	3

各年度4月1日現在

## 4 子育て支援事業の提供体制

図表2-17 子育て支援事業の提供体制（平成31年度）

子育て支援サービス事業名		施設数等	定員数（人）
1 幼児期の学校教育事業			
	幼稚園	2	275
2 幼児期の保育事業			
	認可保育所	5	575
	事業所内保育所	3	33
3 地域の子育て支援事業			
	地域子育て支援拠点事業	1	—
	一時預かり事業	3	26
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	1	70
	放課後児童クラブ（学童保育）	3	250
	放課後子ども教室推進事業	3	175

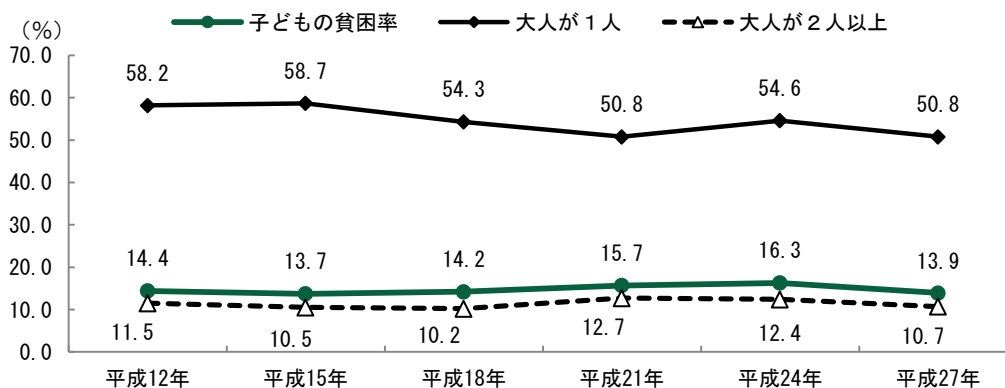
資料：湯河原町こども支援課（4月1日現在）

## 5 子どもの貧困率※1

全国の「子どもの貧困率」（17歳以下）は平成24年まで上昇傾向にありましたが、平成27年には13.9%に低下しています。

子どもがいる現役世帯※2のうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は50.8%と、「大人が2人以上」の世帯の10.7%に比べて高い水準となっています。

図表2-18 子どもの貧困率【全国】



※1 子どもの貧困率：平成27年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいいます。

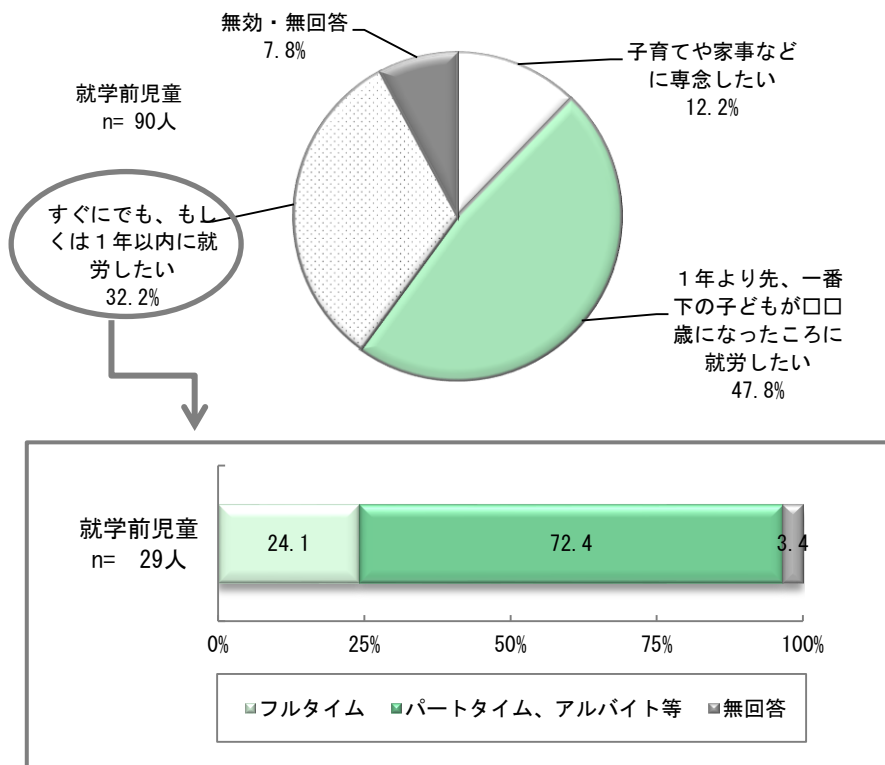
※2 子どもがいる現役世帯：世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯をいいます。

資料：厚生労働省 平成28年国民生活基礎調査

## 6 ニーズ調査からの課題

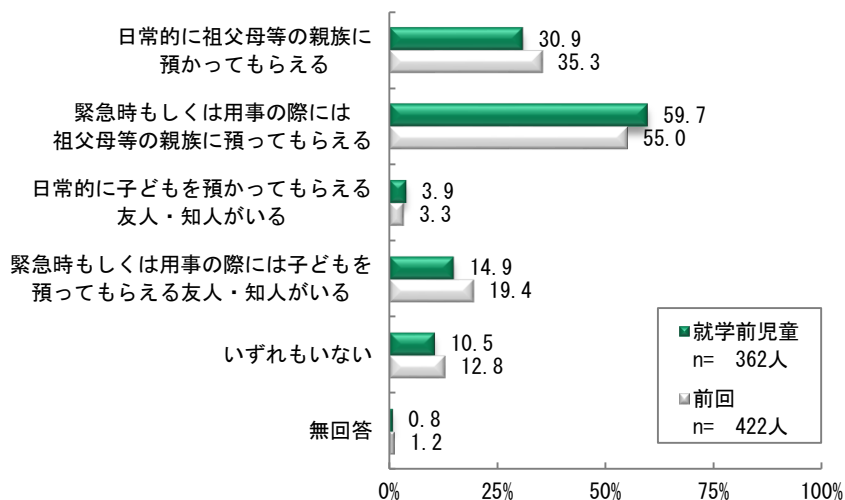
- ①就業していない母親の就労希望ニーズは高く、就労希望時期や就業形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応する就労支援の充実が求められています。

図表2-19 就労していない母親の今後の就労希望と就労形態



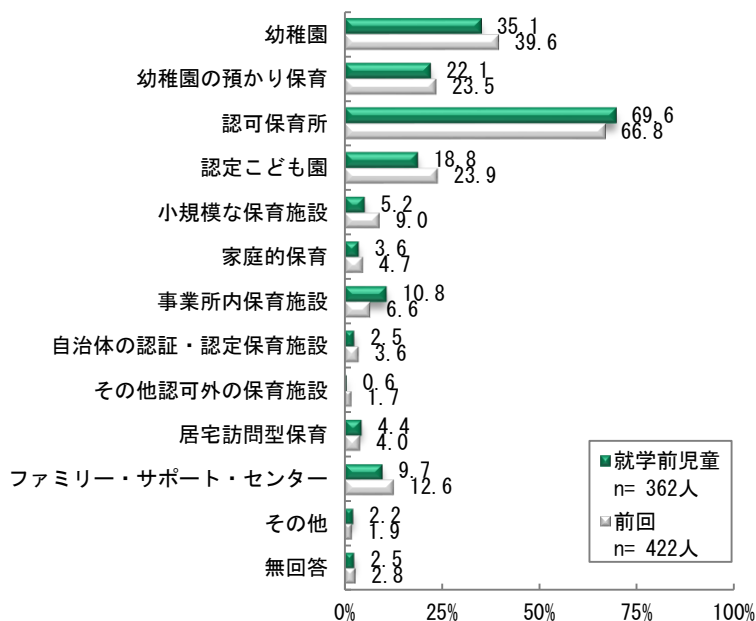
- ②日常的に子どもを預かってもらえる家庭は3割を超えていますが、日常的にもしくは緊急時に子どもを預かってもらうことができない家庭が1割以上となっており、親族や友人・知人以外に支援を受けやすくする必要があります。

図表2-20 主な親族等協力者の状況



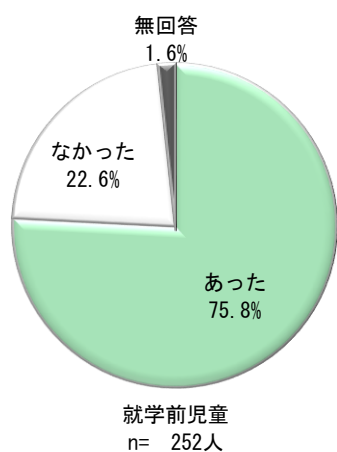
③平日の定期的な教育・保育の利用希望は、認可保育所、幼稚園、幼稚園の預かり保育や認定こども園、ファミリー・サポート・センターなど多様なニーズがみられます。また、土曜・日曜・祝日や長期休暇中の利用意向への対応の検討も必要です。

図表2-21 希望する定期的な教育・保育事業

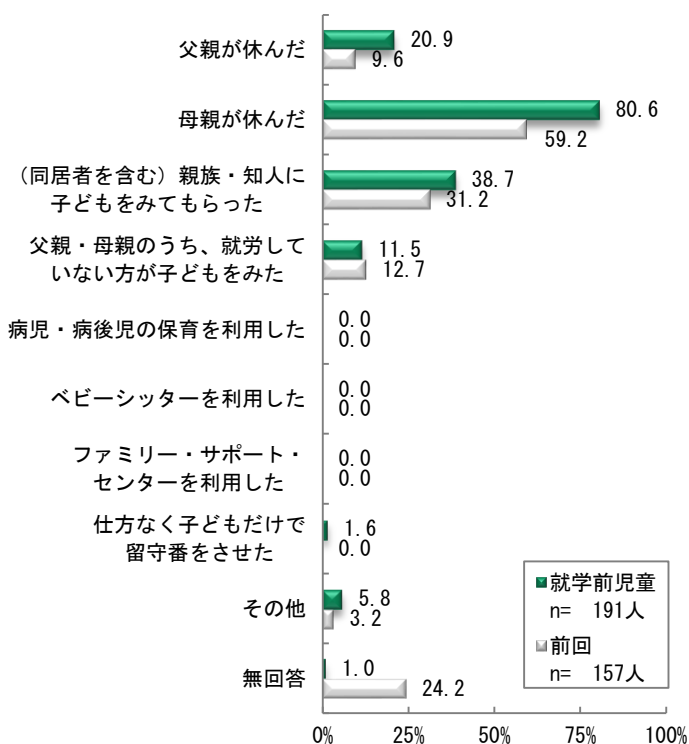


④子どもの病気やケガの際は、母親や父親が仕事を休んで対応していることも多く、病児・病後児保育の検討が必要とされています。

図表 2-22 病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことの有無

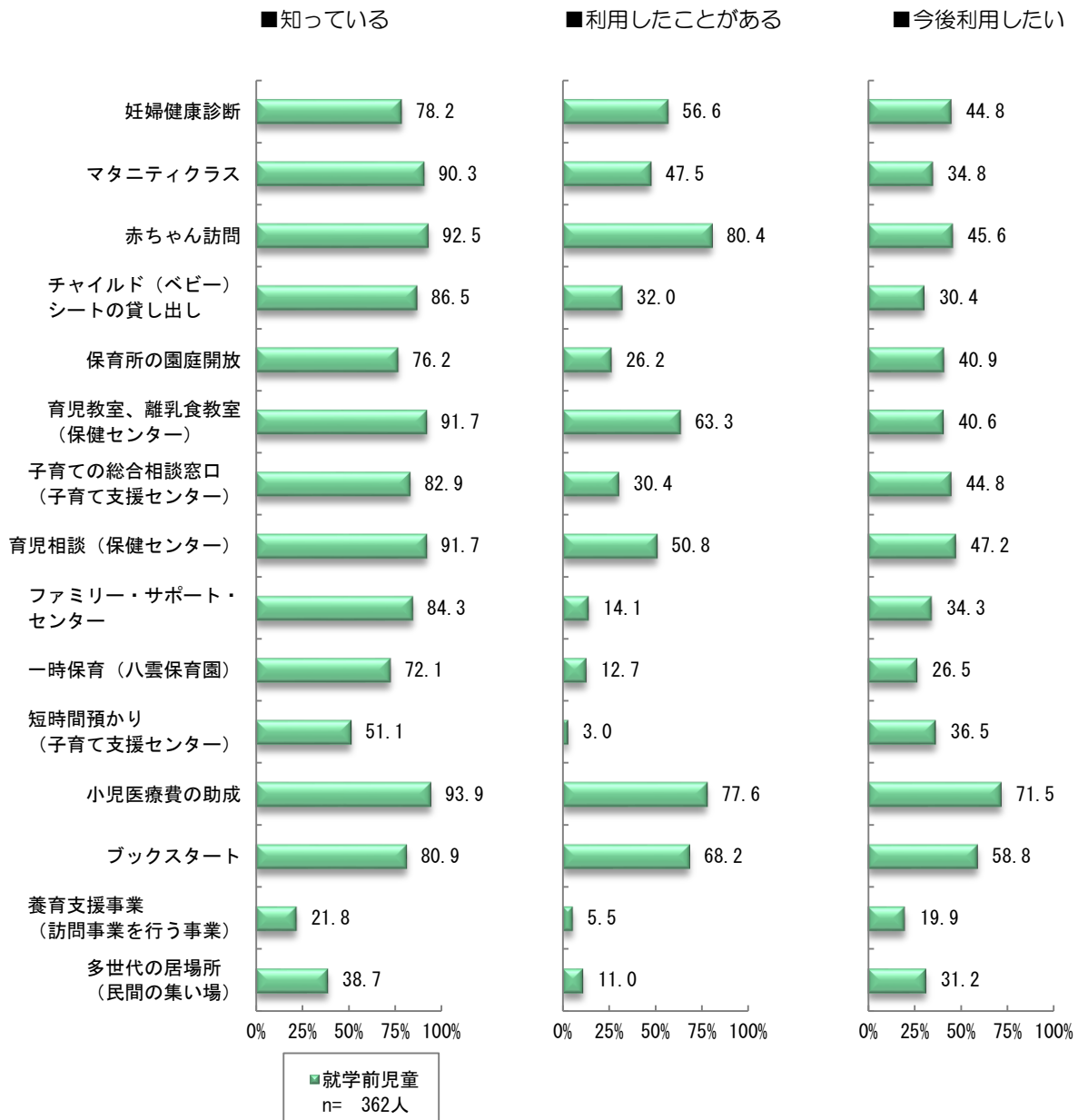


図表 2-23 この1年間の対処方法



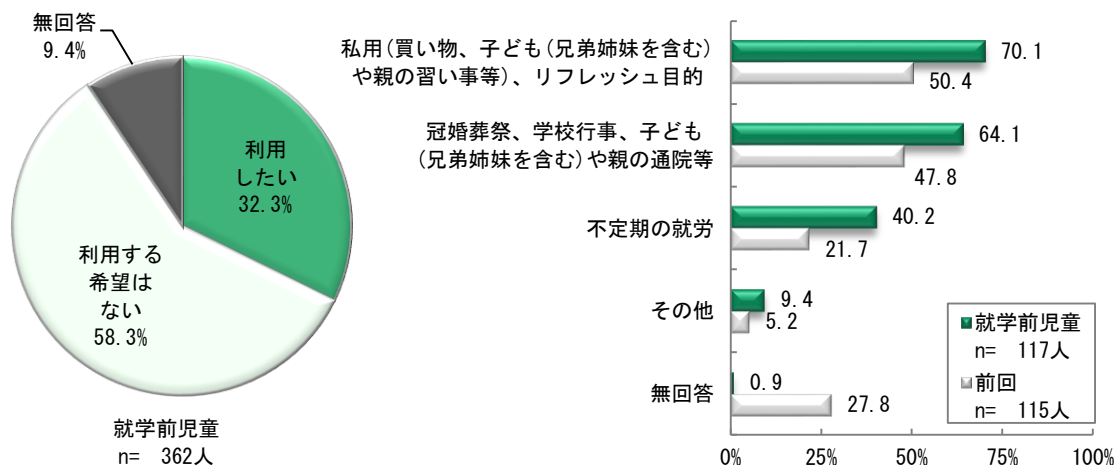
⑤地域子育て支援拠点事業については、子育ての総合相談窓口（福祉課）で利用者が1割程度であるため、事業の周知・情報提供が必要です。また、地域子育て支援事業の認知度は比較的高いですが、利用状況は、事業によってばらつきがあるため、周知・情報提供により今後の利用意向の高まりが期待されます。

図表2-24 地域子育て支援拠点事業の周知状況



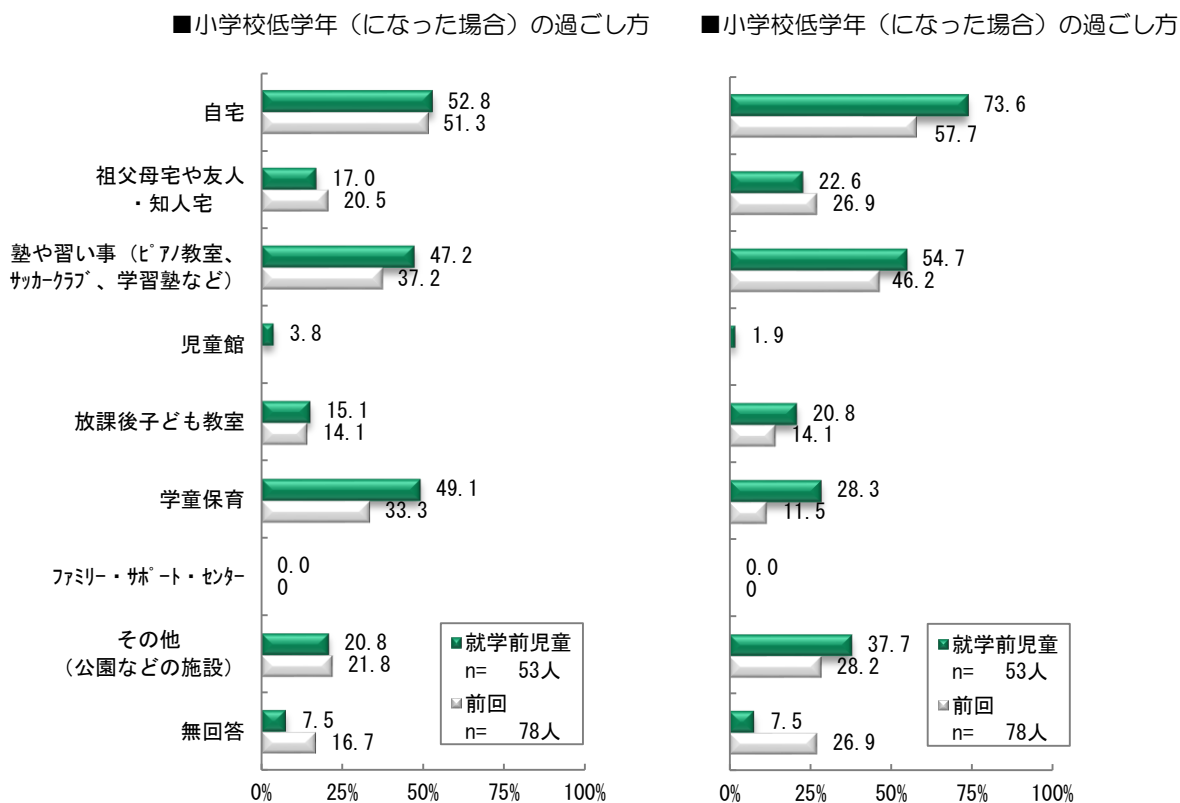
⑥一時保育事業の利用希望は高く、私用やリフレッシュ目的、その他行事、不規則の就労など目的は多様です。幼稚園や保育所等での預かりの希望が高く、事業の提供体制の整備が必要です。

図表2-25 一時保育事業の利用希望とその目的



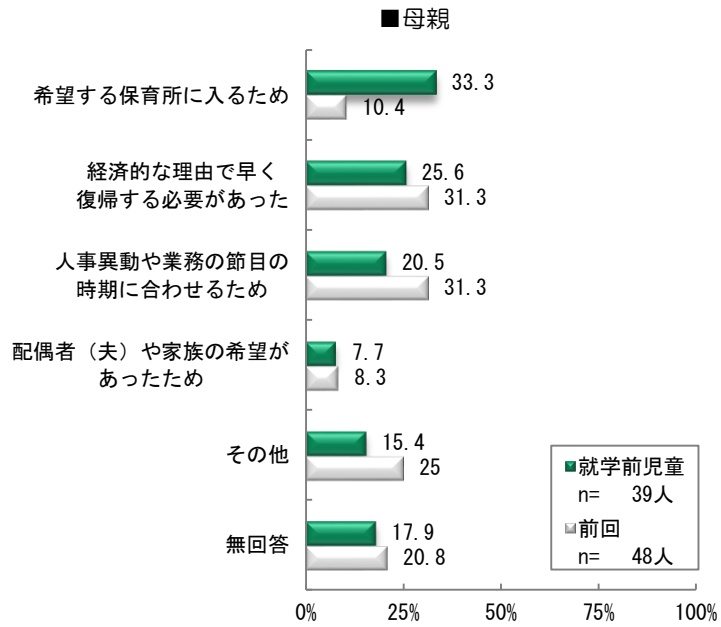
⑦放課後の過ごし方の意向は、成長段階により異なっていますが、放課後児童クラブの質の充実など地域の居場所として、子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められています。

図表2-26 放課後の過ごし方の希望



⑧育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人が多く、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な確保とワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

図表2-27 育児休業から「希望」より早く職場復帰した理由





## 第 3 章

# 計画の基本的な考え方





## 第3章 計画の基本的な考え方



### 1 計画の基本理念

#### 自然とやさしさの中で健やかに子どもが育つまち

平成22年3月策定の「ゆがわら2011プラン」で、以下の基本目標があげられています。

- 1 魅力と活力にあふれるにぎわいのあるまちづくり
- 2 とともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり
- 3 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり
- 4 生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり
- 5 みんなでつくる自立と協働のまちづくり

町では、この基本目標を踏まえ、第1期計画を策定しました。本計画においてもこれを継承し、「自然とやさしさの中で健やかに子どもが育つまち」を基本理念とします。

### 2 計画の基本的な視点



#### ① 子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮されることが必要であり、大人は子どもが健やかに育つ権利を保障するため、心身の健康と安全への配慮、子どもの居場所の確保、子どもの生きる力の育成のための取組をします。



#### ② 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親になるという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成を目指します。



#### ③ サービス利用者の視点

多様化する個別のニーズに柔軟に対応できるよう、総合的な取組を目指します。



#### ④ 社会全体による支援の視点

国や地方公共団体、企業や地域社会など、社会全体での取組を目指します。



#### ⑤ すべての子どもと家庭への視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。



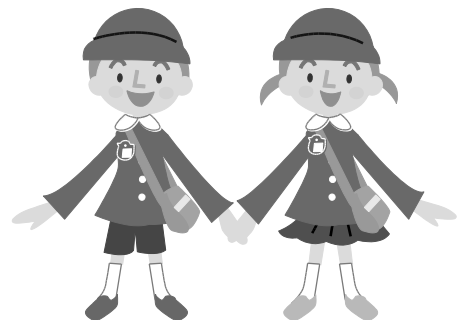
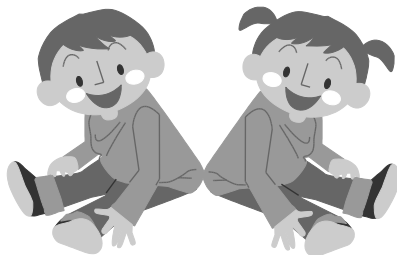
#### ⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体、地域の高齢者、民間事業者、自然環境、伝統文化等の社会資源、保育所・学校施設など、既存公共施設等の十分かつ効果的な活用を図ります。

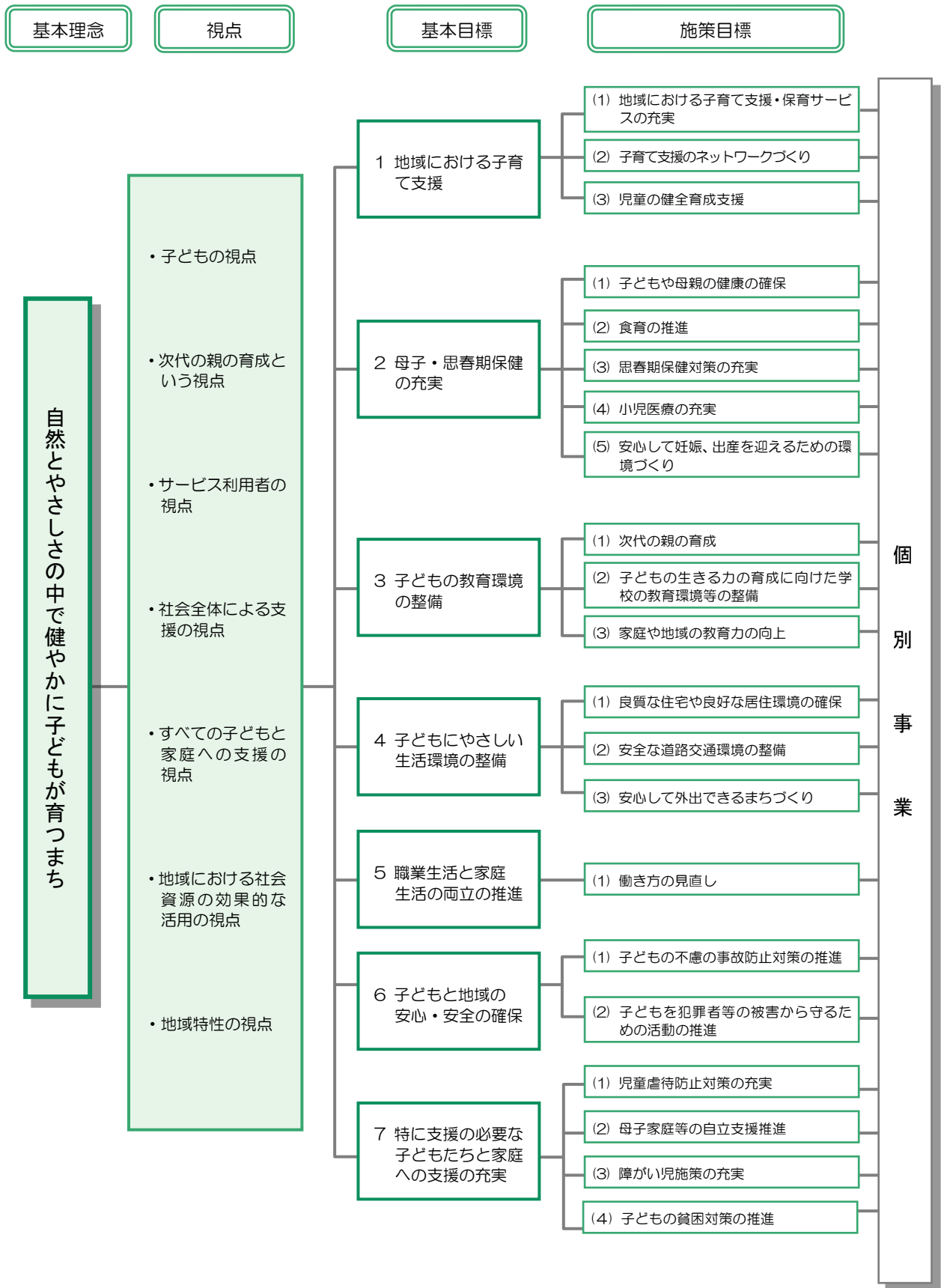


#### ⑦ 地域特性の視点

湯河原町の地域の特性に沿った子育て環境づくりや子育て支援施策を推進します。



### 3 施策体系図



## 4 子ども・子育て支援法の一部改正

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、「子ども・子育て支援法」の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行されました。これにより子育てのための施設等利用給付が新設され、「幼児教育・保育の無償化」がスタートしました。

図表3-1 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

### 1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

### 2. 子育てのための施設等利用給付の創設

#### (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

##### ①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支給学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けたものを対象とする。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前）の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

#### (2) 費用負担

- ・ 本給付に関する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

資料：内閣府 国会提出資料より抜粋

## 5 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

### (1) 子どものための教育・保育給付

#### 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

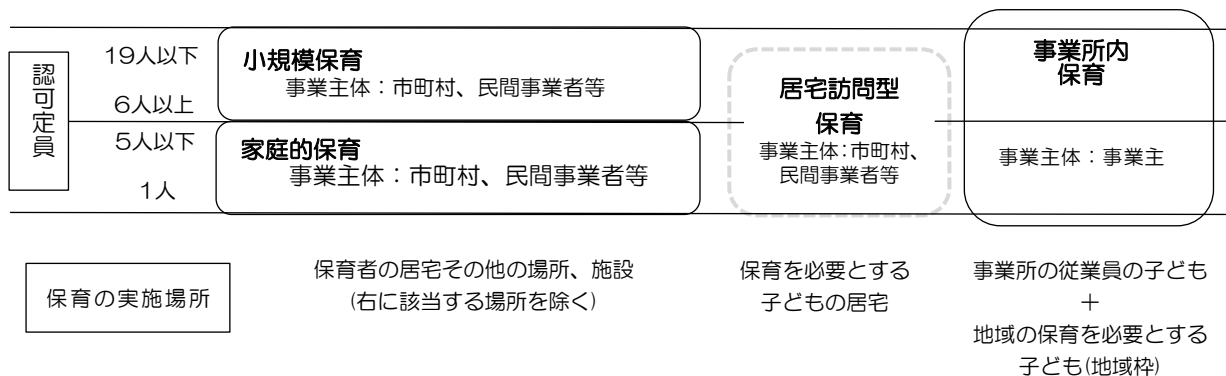
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

#### 地域型保育給付

新制度では、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表3-2 地域型保育事業の構成



資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

### (2) 子育てのための施設等利用給付

#### 幼児教育・保育の無償化

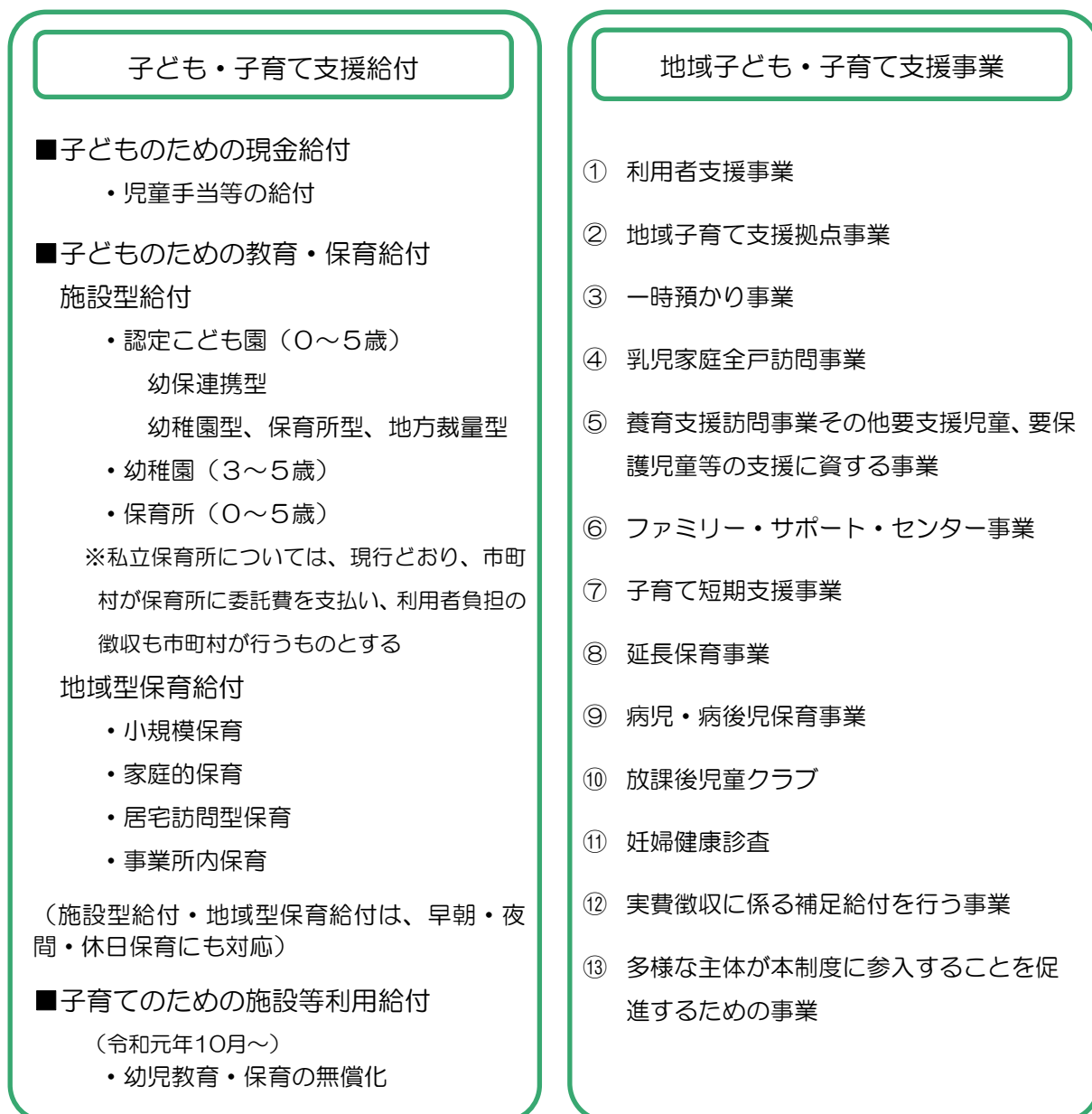
令和元年10月より、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業等を利用した場合に、施設利用費が支給されるようになりました（P32参照）。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。

図表3-3 新制度における事業の体系



(4) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

図表3-4 認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

図表3-5 認定基準

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして町が定める事由
区分※	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本町では、下限時間を64時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

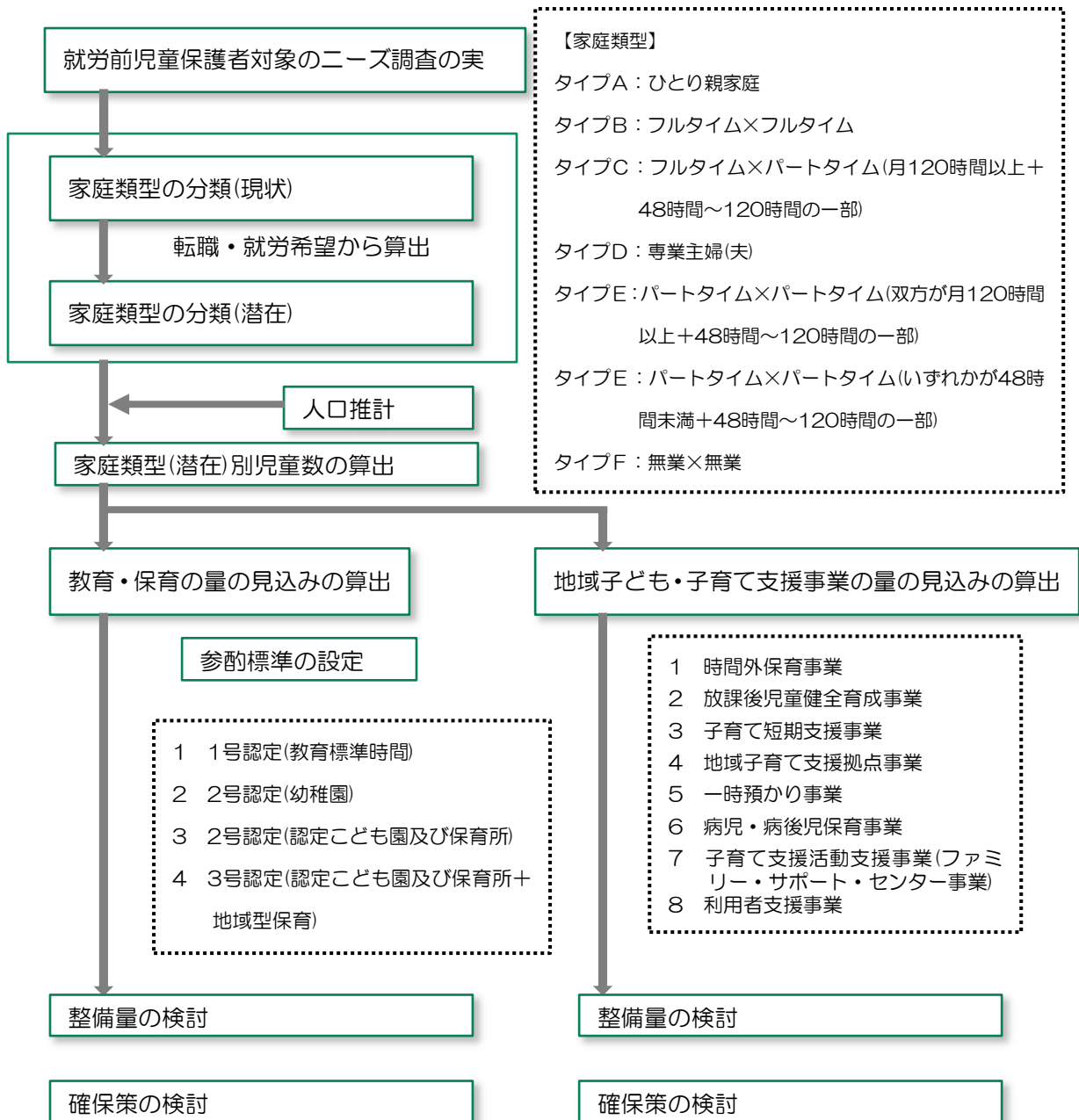


## 6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果を基に、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図表3-6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



## 7 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して町全体を1区域と設定します。

## 8 就学前・小学校児童人口推計

図表3-7 就学前・小学校児童の推計人口

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	76	72	69	65	62
1歳	81	76	72	69	65
2歳	91	81	76	72	69
3歳	80	89	79	74	70
4歳	98	78	86	77	72
5歳	103	98	78	86	77
6歳	111	103	97	78	85
7歳	119	110	102	96	77
8歳	147	118	109	102	95
9歳	157	146	118	109	102
10歳	167	156	145	117	108
11歳	143	170	159	148	120

※推計方法は、過去5年間の住民基本台帳人口（4月1日現在）を基に、コーホート変化率法により算出しています。





## 第2部 各論

### 第 1 章

# 教育・保育施設の充実



# 第1章 教育・保育施設の充実

## 1 教育・保育施設の必要量の見込みと確保方策

### (1) 1号認定

単位：人

	平成30年 度実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
㊤量の見込	—	82	77	71	69	64
㊥確保の内容	82	125	125	125	125	125
特定教育・保育施設	—	125	125	125	125	125
確認を受けない幼稚園	—	0	0	0	0	0
㊥－㊤	—	43	48	54	56	61

### (2) 2号認定

単位：人

	平成30年 度実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
㊤量の見込	—	225	212	195	190	175
幼児期の学校教育の利 用希望が強い	—	27	26	24	23	21
上記以外	—	198	186	171	167	154
㊥確保の内容	221	312	312	312	312	312
特定教育・保育施設	—	312	312	312	312	312
認可外保育施設	—	0	0	0	0	0
㊥－㊤	—	87	100	117	122	137

### (3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	平成30年 度実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
㊤量の見込	—	10	9	9	8	8
㊥確保の内容	12	21	21	21	21	21
特定教育・保育施設	—	21	21	21	21	21
㊥－㊤	—	11	12	12	13	13

(4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	平成30年 度実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
㊤量の見込	—	116	106	100	95	90
㊥確保の内容	87	127	127	127	127	127
特定教育・保育施設	—	127	127	127	127	127
㊥－㊤	—	11	21	27	32	37

(5) 3号認定（0～2歳児）の保育利用率

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳推計児童数	248	229	217	206	196
3号認定子どもの 確保の内容	148	148	148	148	148
保育利用率	59.7%	64.6%	68.2%	71.8%	75.5%



## 第 2 章

# 地域子ども・子育て支援事業の充実





## 第2章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 利用者支援事業

#### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	子育て支援センター
(2) 事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て新情報を集約し、保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。
(3) 確保方策の考え方	専任の相談員を配置し、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談や情報提供を行い、関係機関との連携を図っていきます。

#### ② 確保提供量

単位：か所

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保提供量	1	1	1	1	1	1

### 2 地域子育て支援拠点事業

#### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	地域子育て支援拠点事業 子育てサロン
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供など行う。
(3) 確保方策の考え方	需要の状況に応じ、イベントや講座の回数を増やします。また、広報やホームページ等で事業の周知を図り、利用しやすい環境作りに努めます。

#### ② 確保提供量

単位：延べ利用回数／年、か所

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	7,740	7,152	6,780	6,432	6,120
②確保提供量	6,496	7,740	7,152	6,780	6,432	6,120
②－①	—	0	0	0	0	0
か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### 3 妊婦健康診査事業

#### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	妊婦健康診査
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施する。 1人あたり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付する。
(3) 確保方策の考え方	<p>【実施場所】 医療機関</p> <p>【実施体制】 妊婦が妊娠健康診査受診票を医療機関に提出し、妊婦健康診査を受診します。</p> <p>【検査項目】厚生労働省が示している妊婦健康診査の「標準的な妊婦健診の例」のとおり          &lt;毎回共通する基本的項目&gt;          健康状態の把握、検査計測、保健指導          &lt;必要に応じて行う医学的検査&gt;  <u>妊娠初期～23週</u>          ○血液検査          血液型（ABO血液型、Rh血液型、不規則抗体）、          血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、          梅毒血清反応、風疹ウィルス抗体、HTLV-1抗体検査          ○子宮頸がん検診          ○超音波健診          ○クラミジア  <u>妊娠24週～35週</u>          ○血液検査（血算、血糖）          ○B群溶血性レンザ球菌          ○超音波健診  <u>妊娠36週～出産</u>          ○血液検査（血算）          ○超音波健診</p> <p>【実施時期】 受診票の有効期間は、交付の日（妊娠届出書提出時）から出産の日まで。</p>

#### ② 確保提供量

単位：延べ受診回数／年

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	1,064	1,008	966	910	868
②確保提供量	1,147	1,064	1,008	966	910	868
②-①	—	0	0	0	0	0

## 4 乳児家庭全戸訪問事業

### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を看護職が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の状況を把握し、必要な相談や支援を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	生後4か月までに訪問ができるように、「出生連絡票」の提出について周知に努める。乳児のいるすべての家庭に、保健師による家庭訪問を実施します。

### ② 確保提供量

単位：訪問件数、人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	84	79	76	72	68
②確保提供量	92	84	79	76	72	68
②-①	—	0	0	0	0	0
実施機関	1	1	1	1	1	1

## 5 養育支援訪問事業

### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問等で把握された養育支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	該当家庭に対し、訪問支援、家事支援を実施します。

## 6 子育て短期支援事業

### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	ショートステイ事業
(2) 事業の概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
(3) 現状での考え方	計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも町外施設の利用を紹介するなど相談支援に努めます。

## 7 子育て援助活動支援事業

### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	小学生までの児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者がそれぞれ会員となり、会員が希望する相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	事業の周知を図り、依頼会員・協力会員の増加を目指し、地域全体で子育てを支える環境づくりに努めます。

### ② 確保提供量

単位：延べ利用者数／年

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	837	782	728	701	657
②確保提供量	702	837	782	728	701	657
②-①	—	0	0	0	0	0

## 8 一時預かり事業

### 8-1 【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

#### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業。園によって預かり保育の実施日、時間などの状況は異なる。
(3) 確保方策の考え方	在園児以外の一時的預かりの利用については、突発的な利用も含めると、需要量の見込みを立てづらい点もあるが、ファミリー・サポート・センター事業等多様なサービスを組み合わせることを検討します。

#### ② 確保提供量（1号認定＋2号認定）

単位：延べ利用者数／年

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	791	746	684	667	616
②確保提供量	537	791	746	684	667	616
②－①	—	0	0	0	0	0

### 8-2 【一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）】

#### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）
(2) 事業の概要	<p>一時保育事業（まさご保育園で実施） 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。</p> <p>短時間預かり事業（子育て支援センターで実施） 保護者等の就労形態の多様化や傷病等の理由で、短時間の預かりが必要となる場合に、児童を預けることができる事業。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業 児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。</p> <p>トワイライトステイ事業（現状では実施していません。） 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業。</p>
(3) 確保方策の考え方	トワイライト事業以外での確保については充足しているので、町ホームページ・広報等で周知を図り、利用者の増加に努めます。

## ② 確保提供量

単位：延べ利用者数／年

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	302	282	263	253	237
②確保提供量	236	302	282	263	253	237
②-①	—	0	0	0	0	0

## 9 延長保育事業

### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間11時間を超えて保育を行う。
(3) 現状での考え方	本町の保育所等における延長保育については、現在、未実施ですが、今後、ニーズに対応できるよう、検討していきます。

## 10 病児・病後児保育事業

### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
(3) 現状での考え方	計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後の実施については医療機関等の連携など、検討していきます。

## 11 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	学童保育事業
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
(3) 確保方策の考え方	学校施設等を活用した受入定員の拡大及び支援員の資質向上に努めます。

### ② 確保提供量

単位：人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	159	143	131	117	109
低学年	—	127	113	105	94	88
高学年	—	32	30	115	23	21
②確保提供量	178	250	250	250	250	250
②-①	—	91	107	119	133	141

## 12 放課後子ども教室推進事業

### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	放課後子ども教室推進事業
(2) 事業の概要	放課後に小学校の余裕教室を利用して、地域の大人の協力を得て、子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。
(3) 確保方策の考え方	おおむね現行体制と量の見込みが見合った状況であるので、基本的には現行体制をもって確保方策とする。 放課後児童健全育成事業と連携について検討します。

### ② 確保提供量

単位：人

項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	175	175	175	175	175
②確保提供量	125	175	175	175	175	175
②-①	—	0	0	0	0	0



## 13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
(2) 事業の概要	幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。 本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。
(3) 確保方策の考え方	現状では実施していませんが、国が設定する対象範囲と上限額を基に、今後検討していきます。

## 14 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### ① 事業の概要

(1) 本町における事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置。 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）。
(3) 確保方策の考え方	新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。



## 第 3 章

# 子ども・子育て支援の新たな取組



## 第3章 子ども・子育て支援の新たな取組



### 1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

#### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいするなど、普及が図られています。

本町においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、認定こども園の整備など普及を推進していきます。

#### (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

#### (3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的考え方

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

#### (4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

(5) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保  
子育て支援総合窓口（利用者支援事業）の設置や、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

(6) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

県が行う施策との連携を図り、町の実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ③障害児施策の充実等

(7) 職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のために、労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や学童クラブなどの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な就労形態に対応した子育て支援を推進していきます。

男女が協力して子育てを行い、男女ともに仕事と子育ての両立ができるように、男性の子育てへの参加を推進していきます。

(8) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、より円滑な給付の実施に努めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の情報提供や、関係法令に基づく是正指導等の協力の要請等について、県との連携を図ります。



**第 4 章**

**子ども・子育て支援**

**関連施策の推進**



## 第4章 子ども・子育て支援関連施策の推進

### 1 地域における子育て支援

#### (1) 地域における子育て支援・保育サービスの充実

核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなっている中、家庭において子育てをしている母親などの育児不安、子育てや生活全般に関する情報・相談の不足などが懸念されています。

こうした中、子育て家庭がゆとりをもって安心して子育てを行うことができる環境づくりを進めるため、引き続き「待機児童ゼロ」を実施していくとともに、一時保育や学童保育及び子育て支援センターのさらなる充実を図ります。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
1	子育てサロン	親子がともに自由に過ごせる場所を提供し、育児不安の解消や、保健師・栄養士等による育児相談、情報提供等を実施して、子育てについての支援を行います。	こども支援課	乳幼児とその保護者
2	一時預かり (一時保育・短時間預かり)	満1歳から小学校就学前までの子どもを対象に、保護者の仕事や通院、育児疲れなどで一時的に家庭での保育ができなくなった場合に預かります。	こども支援課	乳幼児
3	ファミリー・サポート・センター事業	地域の中で子どもを預けたり預かったりすることで、子育てをしている家庭と地域の方々がつながり合い、信頼と助け合いの関係の中で、安心して子育てができる環境づくりを目指します。	こども支援課	生後3か月の乳幼児から小学6年生までの保護者
4	育児・教育相談	保育園や幼稚園での育児相談等を実施します。	こども支援課 学校教育課	乳幼児の保護者
5	幼稚園での預かり保育	保護者の緊急・一時的な利用や、就労のための定期的な利用など、様々な状況に応じて、幼稚園普通教育終了後の午後2時から4時まで預かり保育を実施し、仕事と子育ての両立を支援します。	幼稚園	幼稚園児
6	通常保育 (待機児童ゼロ)	町立保育園が4園ある中で、受入児童数の弾力化を図り、引き続き待機児童ゼロを推進します。	こども支援課	就学前児童
7	延長保育	保育短時間認定の子どもが、保育園開所時間内で保育時間を延長することができます。	こども支援課	保育園児



NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
8	保育内容の充実	研修会等の参加を促進して、保育士等の資質の向上を図ります。	こども支援課	保育士等
9	園庭開放 (保育園・幼稚園)	就学前児童で幼稚園や保育園に通っていない児童を対象に保育園では、月1回園庭開放日を定め、親子で遊んでもらいます。また、幼稚園ではご連絡いただければ園庭を開放して親子で遊んでもらいます。	こども支援課 学校教育課	就学前児童
10	放課後児童健全育成事業(学童保育)	町内の3小学校で開設。放課後に適切な保育を受けることのできない小学1～6年生を対象に授業終了後から午後6時まで(土曜・学校休業日及び長期休業日は午前8時から午後6時まで)開設しています。	社会教育課	小学1～6年生
11	放課後子ども教室推進事業(そよかぜきょうしつ)	東台福浦小学校で、放課後の子どもの居場所づくりとして全児童を対象に、水・金曜日に午後2時から午後4時30分まで無料開設しています。	社会教育課	東台福浦小学校児童
	放課後子ども教室推進事業(放課後まなび教室)	湯河原小学校で、学校開設日の給食がある火・木曜日に1～3年、4～6年の2クラスで午後2時から午後4時30分まで実施しています。	社会教育課	湯河原小学校児童
	放課後子ども教室推進事業(JUMP)	吉浜小学校で、学校開設日の給食がある水・金曜日に1～3年、4～6年の2クラスで午後2時から午後4時30分まで実施しています。	社会教育課	吉浜小学校児童
12	多世代交流事業	子どもからお年寄りまでの多世代が自由に過ごす「多世代の居場所」、多世代がともに学ぶ「多世代共創塾」、食事作りと夕食をともに行う「居場食堂」、学習支援事業である「ゆがわらっこ大学」など、安心して過ごせる居場所として活動しています。	こども支援課	町民

(2) 子育て支援のネットワークづくり

幼稚園、保育園、学校、子育てサロンなどの子どもに直接関係する機関から、児童相談所、保健福祉事務所、医療、行政・教育機関など、子育てに関係する専門機関相互の連携を図り、どこに相談しても速やかに必要な支援が受けられることができるよう、ネットワークの構築を検討していきます。

また、次代を担う子どもたちを地域全体で見守り、応援していくための体制づくりを推進していくとともに、子どもたちが行事やイベントなどに参加して直接地域の方々とふれあうことで、子育て支援をより身近なものに感じることができるよう検討していきます。

【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
13	子育て支援ネットワークの構築	学校、幼稚園、保育園、行政機関、医療機関など関係機関が相互に連携を図り、様々な相談に速やかに対応できる体制をつくります。	こども支援課 学校教育課	子育て中の保護者等
14	相談窓口の一元化	育児不安や教育相談など多様化する相談内容に対応するための相談窓口を子育て支援センターに一元化して、相談者の利便を図ります。	こども支援課	子育て中の保護者等
15	保育園児と高齢者との交流	保育園児と老人ホームに入所している高齢者との交流を図ります。また、城堀会館で実施しているグループリビングの利用者との相互訪問も実施して交流を図っております。	こども支援課 介護課	八雲・おにわ保育園・高齢者
16	敬老のつどい	町主催の「敬老のつどい」に保育園児（毎年ローテーションで1園が参加）が参加して、高齢者との交流を図ります。	介護課	保育園児 年長
17	消防出初め式	毎年1月に行う町の消防出初め式に「幼年消防クラブ」「少年少女消防クラブ」として参加し、地域との交流を図ります。	警防課	保育園・幼稚園年長 小学5年生～中学生
18	読み聞かせ（ボランティア）	保育園児等を対象に絵本等の読み聞かせを実施します。	こども支援課	保育園児
19	保育園・幼稚園・小学校との連携	総合的な学習、交流給食、運動会、学習発表会などを小学校と一緒にを行い、また、園訪問を通じて小学校児童との交流を深め、友愛の心を育てます。	学校教育課	保育園児・幼稚園児・小学生

### (3) 児童の健全育成支援

子どもの健全育成のため、各種スポーツ、文化、レクリエーションなどの分野で、子どもにとって魅力ある事業や教室を企画、実施し、一層の活性化を図ります。

また、各種スポーツ、イベントなどを通して、親と子のふれあいや会話、仲間意識を持つことの大切さなどの習得に努めます。

その他、小中学校において、薬物乱用、喫煙及び飲酒予防教育等を推進し、身体及び心の発育にとって非常に害があることを教えるとともに、児童・生徒への指導徹底を図ります。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
20	町民レクリエーションのつどい開催事業	町民相互の親睦、異世代間の交流及び健康・体力の増進を目的として、誰もが楽しく参加できるスポーツ行事として開催しています。	社会教育課	町民
21	小・中学生の町内清掃作業	海・山・川、公園・道路などの公共施設の清掃作業を通して愛町精神を養います。	学校教育課	小・中学生
22	中学生職場体験事業	労働を体験することにより、地場産業への理解、勤労の意味などを考える場をつくります。	学校教育課	中学生
23	青少年地域体験活動支援事業（インリーダー宿泊研修）	野外での宿泊研修を行うことにより、集団生活のマナーや仲間との交流を深めながらリーダーとしての資質の向上を図ります。	社会教育課	小学5・6年生
	青少年地域体験活動支援事業（少年少女砂の芸術大会）	自然とふれあいながらグループによる創作活動を通して、共同作業のすばらしさや連帯意識を培い、また、子どもたちの豊かな創造性を育みます。	社会教育課	小学生（子ども会）
	青少年地域体験活動支援事業（少年少女球技大会）	団体での競技を行うことで、協調性を学び、それぞれの役割分担を自覚する。また、体力の向上を図ります。	社会教育課	小学生（子ども会）
	青少年地域体験活動支援事業（親子ます釣り大会等）	地域での体験活動と親子のふれあい学習の一環として実施しています。自然に親しむとともに、親子の絆を深めます。	社会教育課	小・中学生とその保護者
24	三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業	親善都市提携を結ぶ広島県三原市の児童との交流を図り、また、互いの市町の歴史や文化・自然などについて学び、親交を深めます。	社会教育課	小学5・6年生
25	たこづくり教室	「彦一風」を製作し、伝統芸能を自分の手でつくる喜びを味わい、地域における指導者や親と子のふれあいを深めます。	社会教育課	小・中学生

第4章 子ども・子育て支援関連施策の推進

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
26	新春たこあげ大会	たこづくり教室で製作した「たこ」に絵を描き、参加することにより、手作りの成果や達成感を得ることを目的とします。年中行事にふれることで、伝統文化への理解を深めます。	社会教育課	小・中学生
27	親子陶芸教室 開催事業	親子で陶芸づくりを体験し、親子のふれあいを深めるとともに、手作りの成果や物事を達成する喜びを感じます。	社会教育課	小・中学生とその保護者
28	自然科学・歴史文化探訪事業（ツバメの観察会、海のプランクトン観察会、植物観察会、親子天体観察会）	湯河原町の豊かな自然に興味や関心を持ち、自然を大切にすることを育てます。	社会教育課	小・中学生とその保護者
29	地域会館活用事業	文化福祉会館・門川会館・川堀会館で実施しているもので、親子でのうどんづくりや菓子づくり、アクセサリーづくりなど、様々な事業を展開しています。	社会教育課	小・中学生とその保護者
30	ジュニアリーダー養成事業	次世代のリーダーとしてジュニアリーダー（中学生・高校生）の育成を行っています。ジュニアリーダーは、子ども会・地域・行政の活動などに協力するほか、自ら行事の企画・運営を行い、リーダーとしての資質の向上を図ります。	社会教育課	中学生・高校生
31	子どもワークショップ	夏休みの小・中学生を対象に町立美術館で実施しています。絵画教室や工作など実際にいろいろな体験ができます。	美術館	小・中学生
32	美術館たんけん	夏休みの小・中学生とその保護者を対象に町立美術館で実施しています。普段見ることができないような美術館の裏側も見学することができます。	美術館	小・中学生とその保護者
33	鑑賞教室	小・中学生を対象に学校の授業の一環として学芸員の解説による鑑賞教室を行っています。	美術館	小・中学生
34	教育支援教室の充実	不登校が続いている児童生徒に対して、学校復帰を目指したプログラムの提供や寄り添った学習支援などを行います。	学校教育課・教育支援教室	不登校児童・生徒
35	育英奨学金制度	成績が優秀で、経済的な理由により高等学校に修学が困難な生徒に奨学金を交付する制度です。	学校教育課	高校生等
36	要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助金	学用品費・修学旅行費・給食費などの一部を援助するものです。	学校教育課	生活保護世帯（要保護）、生活保護に準ずる世帯等（準要保護）及び特別支援級在籍の児童生徒

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
37	私立幼稚園就園 奨励費助成制度	私立幼稚園に子どもを通わせている 保護者に保育料などの一部を助成す る制度です。	学校 教育課	私立幼稚園 設置者
38	薬物乱用、喫煙防止 教育の推進 (小・中学校)	小・中学校において、薬物乱用、飲酒・ 喫煙防止のための、授業や講演会を行 います。	学校 教育課	小・中学生

## 2 母子・思春期保健の充実

### (1) 子どもや母親の健康の確保

子どもが健康に生まれ育つことは誰もが願うことであり、これを実現するために、健やかに子どもを育てる環境を整え、妊娠・出産・育児といった各時期における年齢に応じた定期健診や疾病を予防するための予防接種など疾病予防と健康増進のため、関係機関と連携を図りながら様々な母子保健事業を実施していきます。

また、安心して子育てができるよう、育児不安や悩みなどの相談等に対して適切に助言や指導ができるように相談体制の充実を図ります。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
39	4か月児健康診査	発育・発達の確認、身体的異常の再評価（先天性疾患・斜頸・股関節脱臼）、栄養相談、保健相談（生活・育児）、予防接種相談等を実施し、育児支援をしていきます。また、その後のフォローとして、経過観察や、フォローが必要と認められた母・児へは健診や育児相談、家庭訪問、経過健診等により、状態の確認と育児支援を行います。	保健センター	乳児
40	8～9か月健康診査	医療機関に委託して、疾病・異常の早期発見及び発育・発達の確認や育児相談を行います。その後フォローが必要と認められた母・児へは育児相談、家庭訪問、経過健診等により、状態の確認と育児支援を行います。	保健センター	乳児
41	1歳6か月児健康診査	心身の障がいや問題の早期発見、生活習慣の形成、むし歯予防に対して総合的な育児支援を行います。精神発達・育児環境等で経過観察、フォローが必要な児は、育児フォロー教室へつなげます。療育等が必要な児は、地域訓練会、巡回リハビリテーション等の早期療育へつなげます	保健センター	幼児
42	1歳児歯科教室	むし歯予防について集団教育、歯磨き相談、栄養相談、保健相談（生活・栄養・育児）、予防接種相談等を実施します。	保健センター	幼児
43	子育て相談（心理相談）	子どものしつけや、生活習慣の問題など、子育て中の様々な悩みについて、心理相談員が相談をお受けします。 ※2歳児歯科検診及び1歳6か月・3歳6か月健診時に開催	保健センター	乳幼児
44	予防接種相談	子どもの予防接種の種類・効果・受け方等について、各種健康診査（4か月・1歳6か月・3歳6か月）、歯科検診及び育児相談等に併設して相談をお受けします。	保健センター	乳幼児

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
45	3歳6か月児健康診査	心身の障がいや問題の早期発見、生活習慣の形成、むし歯や歯肉炎の予防・正しい咬合（こうごう）育成のため、発育・発達、食習慣、育児環境に対して総合的な育児支援を行います。精神発達・育児環境等で経過観察、フォローが必要な児は、育児フォロー教室へつなげます。療育等が必要な乳幼児は、地域訓練会、巡回リハビリテーション等の早期療育へつなげます。	保健センター	幼児
46	2歳児歯科検診及び2歳6か月児歯科検診	歯科検診、歯磨き相談、予防処置、保健相談（生活・栄養・育児）、身体計測、心理相談（2歳児のみ実施）を実施します。その後のフォローとして、むし歯ハイリスク児は、ハイリスク歯科検診へつなげます。生活・栄養・育児・心理面でフォローが必要な児は、育児相談、家庭訪問、育児フォロー教室等へつなげます。	保健センター	幼児
47	ハイリスク歯科検診	各歯科検診の結果フォローが必要と認められた児に対して歯科検診、予防処置、育児相談を行います。	保健センター	乳幼児
48	予防接種	集団予防接種としてポリオ、個別予防接種として、三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）・二種混合（破傷風・ジフテリア）BCG・麻しん・風しん・日本脳炎を行います。	保健センター	乳幼児
49	地区組織活動 母子保健推進員の育成	「母と子の生活の場である市町村の地域において、母子保健事業の充実、協力体制の確立、地域母子保健組織の育成、その他の活動の推進」を目的とします。住民と保健センターとの橋渡し、住民の身近な相談相手としての役割を持ちます。年7回の定例会で活動の確認と学習会を行います。 1 推進員数：24名（任期2年） 2 活動内容 ・乳幼児健康診査、予防接種、育児相談、育児教室への協力 ・3歳6か月児健康診査時にむし歯予防の人形劇を上演。	保健センター	母子保健推進員

## (2) 食育の推進

食べることは、生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものです。

一人ひとりの子どもの「食べる力」を豊かに育むための支援づくりを行っています。

今後は、子どもが食事に興味を持ち、望ましい食習慣を実践する力が身につくように体験活動等の充実を図ります。

## 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
50	マタニティクラス	新たな命を育む機会に、生きるために必要な食事の大切さについて学べるよう支援します。	保健センター	妊産婦とその家族
51	妊産婦・新生児・乳幼児訪問	母乳育児や親子の体に必要な栄養について学び、楽しく育児をすることを支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者
52	各種乳幼児健康診査（個別相談）	子どもの成長・発達確認とともに、親子の食事のあり方を実践できるよう支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者
53	離乳食講習会	離乳食の作り方・進め方・与え方について調理実習を含め具体的に学習することにより、母親（父親）がスムーズに乳児の食生活を実践していけるよう支援します。	保健センター	離乳期の乳幼児の保護者とその家族
54	育児相談（栄養相談）	健やかに子どもを育てるために、乳幼児を持つ親に対して、食事に関する悩みや相談に応じ、また、来所者同士が交流・情報交換できるよう支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者
55	保育園・幼稚園・小学校・中学校における食育の推進	保育園・幼稚園・小学校において、収穫や調理の実践・季節の食材や行事食の経験などから、食事への興味を持たせる。また、小・中学校の「お弁当の日」の取組を通じて食事の意義を理解し、食べる楽しさや調理をしてくれる人・食材を作る人への感謝の心を学び、健やかな心と体を育みます。	こども支援課 教育委員会	保育園児・幼稚園児・小学生・中学生
56	給食試食会	児童の保護者が給食の様子を参観し、給食を試食します。	学校教育課	小学生の保護者
57	ふれあい給食	核家族化が進む中で、町内のお年寄りや小学校の子どもたちが給食を通してふれあい、お年寄りの知識を吸収するとともに、お年寄りにも学校生活を知っていただき、通学時に子どもたちに声をかけてもらうことにより、日常生活の中でもふれあいの時間を共有します。	学校教育課	小学生



NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
58	小学生の料理教室	調理実習と講義を通して「食事とは何か」に関心を持ち、栄養の基礎知識を習得します。	保健センター	小学生とその保護者
59	①サポートメイト養成 ②食育サポート養成	主体的に食育事業の企画・実施ができる町民参加型ボランティアを養成及び育成します。	保健センター	町民
60	土にふれあう園児のつどい	園児による芋の苗付けと芋掘りを行うことで、食物の生育と収穫の喜びを体験します。	こども支援課	保育園児・幼稚園児

### (3) 思春期保健対策の充実

子どもたちの発育に応じて、健全な心身が育まれ、適切な教育や、対応ができるよう、関係機関と連携し、思春期の悩みや不安を抱える子どもたちが、安心して相談できるような体制づくりに努めます。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
61	思春期の子どもへの教育	学年に応じたテーマで、生命の大切さと性の仕組みについて学習します。	学校教育課	小・中学生
62	スクールカウンセラーの配置	中学校にスクールカウンセラーを配置して、思春期における不安や悩み等の相談に対処します。	学校教育課	小・中学生

### (4) 小児医療の充実

現在、医療機関や休日診療などの情報を、町民カレンダーや町ホームページ、メールマガジン等を通じて提供していますが、特に、休日・夜間における小児救急医療については、保護者の不安を払拭するため、医療機関の場所や診療時間などの情報提供に努めていきます。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
63	医療機関の情報提供	町民カレンダーやホームページ、メールマガジンなどを通じて、町内医療機関の休日当番医などの情報を提供します。	保健センター	町民
64	新生児聴覚検査	難聴の早期発見・赤ちゃんの健やかな成長のため、新生児聴覚検査の費用の一部を町が負担します。	保健センター	誕生から生後1か月未満
65	小児医療費の助成	小児が病気やけがなどで医療機関にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。	こども支援課	0歳～小学6年までの児童

(5) 安心して妊娠、出産を迎えるための環境づくり

子どもの誕生は、家族にとって大きな喜びである反面、妊娠から出産にかけての心身の急激な変化や出産後の子育ては、母親にとって精神的・肉体的にも大きな負担となり、育児に対して不安を感じる時期でもあります。

そこで、母親が経験する肉体的、精神的な負担や不安をできるだけ軽減し、安心して出産を迎えられるような環境づくりと出産後の子育てに自信と喜びを感じられるように、育児不安や悩みなどに対して適切に助言や指導ができるような相談体制の充実を図ります。

また、育児に関しては、母親だけでなく父親や家族等の協力が不可欠であるため、母子の健康について、理解・協力が得られるような機会をつくっていきます。

【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
66	不妊治療費助成	不妊に悩むご夫婦が安心して治療が受けられるよう、体外受精、顕微授精による治療費の一部を助成します。	保健センター	「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定を受けている方
67	不育症治療費助成	不育症に悩むご夫婦が安心して治療が受けられるよう、不育症治療費（保険外診療対象治療費）の一部を助成します。	保健センター	不育症治療（保険外診療対象治療）をした方
68	マタニティクラス	子どもの誕生に向け親が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を深め、母体の疾病予防と健やかな子どもの出生を迎えられるよう開催。参加者同士の交流を大切に、地域での仲間作りにつながるよう支援します。	保健センター	妊産婦とその配偶者
69	妊婦健康診査	安全な分娩と健やかな子どもの出生を迎えられるよう、医療機関に委託して健康診査を実施し、異常の早期発見と適切な保健相談を行い、必要な治療へつなげます。	保健センター	妊婦
70	ハイリスク母子訪問指導	18歳以下、35歳以上及び外国人を対象とし、必要に応じ継続して訪問します。	保健センター	妊婦
71	妊産婦・乳幼児訪問指導	妊娠・出産・育児・日常生活全般に関する相談に応じ、疾病の予防や早期発見に努め、健やかな子どもを生き育てられるよう、育児支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
72	産婦健康診査	産後の健康管理のため、産婦健診2回分の費用の一部を町が助成します。	保健センター	産婦
73	産後ケア	母の心身の疲労回復と育児不安を解消するため、通所型と宿泊型を実施します。 <通所型> ・親子のきずなを深める赤ちゃんマッサージ、ママの骨盤ケアとヘルシーランチ ・医療機関に委託 <宿泊型> ・医療機関に委託	保健センター	2～4か月児
74	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、親の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に適切なサービス提供を行います。	保健センター	乳児とその保護者
75	育児相談	健やかな子どもを育てるために、乳幼児を持つ親に対して、悩みや相談に応じ、また、来所者同士が交流・情報交換できるように支援します	保健センター	乳幼児の保護者
76	かるがも育児教室	乳幼児の保護者を対象に「楽しく遊ぼう」「友達をつくろう」をスローガンに、集団遊びや親子のふれあいを大切に、自主サークルの紹介など参加者同士の交流の場として、育児に関する相談にも応じます。	保健センター	乳幼児とその保護者
77	離乳食講習会	離乳食開始前後の児を持つ親を対象に、離乳食の作り方・進め方・与え方について調理実習を含め具体的に学習することにより、家族がスムーズに乳幼児の食生活を支えられるよう支援します。	保健センター	乳幼児の保護者
78	親子の自主サークル うちのこくらぶ	0歳～就園前の親子（湯河原町、真鶴町）を対象に、親子がのびやかに生き生きと生活できるように、援助しあうことを目的とした自主サークル。（真鶴町と合同）かるがも育児教室参加者から会が発足しました。会の自主運営を側面から支援しています。（会場の提供・活動のPR等）	保健センター	就学前児童とその保護者

第4章 子ども・子育て支援関連施策の推進

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
79	親子の自主サークル このゆびとまれ	6か月～就園前の親子を対象にした親子ともに交友の場であり、主に子ども同士のつながりを深め、幼児の社会性、協調性を養うとともに、心身の健康づくりと調和のとれた発達を促すことを目的とした自主サークルです。地域会館、公園、湯河原町保健センターを会場にしています。※会の自主運営を側面から支援しています。(会場の提供・活動のPR等)	保健センター	就学前児童とその保護者
80	マタニティ・サポート119	町内に産科を備えた病院がないため、妊婦やその家族の不安を少しでも解消することを目的とし、出産時の入院に際して、必要な設備を備えた専用の車両が、かかりつけの病院までお送りするサービスを行っています。事前登録をしていただくことで、円滑な搬送が行え、また町内で里帰り出産を迎える妊婦の皆様にもご利用いただけます。	保健センター	妊婦

### 3 子どもの教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

現在の社会においては、核家族化により、異年齢の子どもとふれあう機会が少なくなっています。

そこで、新たに親になる世代の子どもたちに、保育園や幼稚園などの乳幼児とふれあい世話をすることで、子どもを生み育てることの意識や家族に対する思いやりの心を育てるための取組を推進します。

##### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
81	保育ボランティアの受入れ	総合学習の一環として行われる、小・中学生及び高校生の保育園における保育ボランティアの受入れを促進します。	こども支援課	小・中学生及び高校生

#### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

個性豊かで確かな学力の向上と、特色ある教育の推進に努め、変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

また、学校教育環境等の整備においては、小学校の耐震化工事や、中学校を移転させるなど、整備が進んでいます。

##### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
82	ポートステイブンス市中学生派遣事業	姉妹都市であるオーストラリアのポートステイブンス市に中学生を派遣して、ホームステイや現地での学校生活などを通して、国際感覚を身につけ、視野を広めて心豊かな人材を育成します。	社会教育課	中学2年生
83	歯科保健指導	神奈川歯科大学短大生が小学1年生を対象に、むし歯予防に関する授業や指導を実施します。	学校教育課	小学1年生
84	国際理解教育 外国文化に親しむ活動	外国の文化等を知ることで国際感覚を身につけるための講演会を実施し、国際理解教育の一環として、各学年とも英語に親しむ活動を実施します。	学校教育課	小学生
85	社会人講師の活用	華道クラブ、手話クラブ、伝統芸能、ヨガ教室等、地域の人たちを講師に招いて技能等を習得します。	学校教育課	小学生
86	学校独自の事業の実施	地域体験学習（温泉の学習）、美化センターの学習（ゴミ処理施設）や、ボランティアによる読み聞かせ等を実施します。	学校教育課	小学生

第4章 子ども・子育て支援関連施策の推進

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
87	宿泊学習	仲間意識や協調性を育むため5年生（東台福浦小は4・5年生）を対象に宿泊学習を実施します。	学校教育課	小学生
88	夏休み学習相談の開設	児童が決めた夏休みの研究や学習課題の指導、支援を行います。また、主に国語、算数など基礎、基本的な内容の定着を目指すとともに、児童の進める研究や学習において、興味や関心が高まるように夏休み講座を開設します。	学校教育課	小学生
89	いじめ0をめざして	「思いあう心の育成による予防」「全職員による早期発見」「家庭との連携による解決」により、いじめ0を目指します。	学校教育課	小・中学生
90	道徳教育の充実	児童生徒が、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けられるよう道徳科を中心に指導している。	学校教育課	小学生
91	休み時間を利用した体力づくりの推進	休み時間の外遊びを利用して、ドッジボール大会や長縄跳び大会を実施し、体力づくりを促進します。	学校教育課	小学生
92	地域と学校との連携協力による多様な体験活動	稚アユの放流、ホテルの幼虫の放流、地域体験学習（店舗、事業所等の施設見学）、農業体験学習（茶摘み体験）、子どもフォーラム、消防署見学、地域奉仕作業、地域の方の学習発表会への参加等、様々な体験学習をします。	学校教育課	小・中学生
93	情報教育の推進	パソコンを使っでの調べ学習や教科の学習及び情報教育、技術科での指導などを実施しています。	学校教育課	小・中学生
94	ボランティアによる読み聞かせ	月1回、ボランティアによる小学生向けに絵本の読み聞かせを実施します。	学校教育課	小学生
95	地域に開かれた学校づくり	授業参観や学習発表会などを通して、地域に開かれた学校づくりを目指し、地域の方々と一体となって学校運営を推進します。	学校教育課	小・中学生と町民
96	教職員の資質の向上	子どもたちに夢を与えられる人間性豊かな教職員の育成と最適な授業や指導ができるように研修等を行います。	学校教育課	教師等
97	外国人講師の活用	外国語活動及び英語科に外国人の講師（ALT）を雇用して、生きた英会話の学習を推進します。	学校教育課	小・中学生
98	スタディーサポートの活用	学校生活に不慣れな小学校低学年の児童及び中学校1年生に対し、学校生活支援や教科指導等を行います。	学校教育課	小・中学生
99	人権教育等促進事業	社会生活技能訓練（アートコミュニケーショントレーニング）を通じて、感性と表現、五感と共感、身体と心をめぐるワークショップやプログラムをとおして子どもたちの「生きていく力」を育みます。	学校教育課	小学5・6年生及び中学生

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
100	ハートフルウィーク	学校生活における不安、学習や悩み等を年3回（4月、9月、1月）担任等が1週間期間を設け、面談を実施し、生徒と問題等を共有し、より居心地の良い学校をめざします。	学校教育課	中学生
101	幼保小外国語活動の推進	幼稚園及び保育園に外国語指導員などを派遣し、聴く・見る・歌う・踊るなどを通して、外国語に慣れ親しむための活動を推進します。	学校教育課	幼稚園児・保育園児
102	明るい選挙啓発ポスター作品募集事業	明るい選挙を押し進める上に役立つ、独創的で印象深いイメージのポスター作品の募集（主催 都道府県選挙管理委員会連合会外）	庶務課（選挙管理委員会）	小・中学生 高校生
103	足柄下郡中学校生徒標語募集事業	よりよい政治や選挙に対する意識を育てようというもので、選挙をテーマとした標語の募集（主催 足柄下郡選挙管理委員会連合会）	庶務課（選挙管理委員会）	中学生
104	環境学習事業	環境保全の意識を育てることを目的として、2市8町の児童・生徒を対象とした間伐体験などの環境学習を実施します。	環境課	小学4年生～中学生
105	浄水センター施設見学会	全国的に9月10日の「下水道の日」にあわせ、広報活動、展示会等の開催、下水道施設・資源の有効利用等、下水道の普及と十分な活用を促進するため、いろいろな活動を展開しています。湯河原町も下水道接続の普及促進活動の一環として、下水道の効果や必要性について、町民を対象に浄水センターの施設見学を実施しています。	下水道課	小・中学生と町民
106	「下水道の日」標語等作品募集事業	毎年9月10日を「下水道の日」として、小・中学生を対象に、標語、ポスター・書道等を募集します。	下水道課	小・中学生
107	学校巡回文庫	町内の小・中学校にそれぞれ月1回ずつ（8月を除く）、ワゴン車で本を持って行き、個人貸し出しを実施します。	図書館	小学生
108	子どもとしゃかんクラブ	子どもとしゃかんクラブは、講師による楽しいお話や、図書館司書による本の紹介を交えながら、読書の世界を広げ、本を通しての友達づくりも目指す、小学生対象のクラブです。	図書館	小学生
109	おはなし会	金曜日（月1回）と土曜日（月1回）に、幼児と小学生向けに絵本の読み聞かせや紙芝居等を実施します。	図書館	幼児と小学生
110	子ども読書まつり	年に1回、読み聞かせや、ブックトーク（本の紹介）をして、子どもに読書の楽しさを伝え、子どもと本をつなげる事業を実施します。	図書館	幼児と小学生
111	としゃかんたんけん隊・一日図書館員	館内見学やカウンター業務等を体験し、図書館及び図書館業務等についての理解を深める事業を実施します。	図書館	小学生

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
112	ねむれないほどこわ〜いおはなし会	怖い話をテーマにしたストーリーテリング（お話を語ること）により、耳で聞くことの楽しさを実感する事業を実施します。	図書館	6歳児と小学生

### （3）家庭や地域の教育力の向上

子育て中の保護者を対象にした家庭教育学級や講演会を開催して、子どもの教育の原点である家庭の教育力の向上に努めていきます。

また、地域に住んでいるお年寄りの方と子どもたちとの給食を通してのふれあいや、地域の団体、スポーツ関係団体に体育館等を一般開放してスポーツを通じての世代間交流などに努めていきます。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
113	家庭教育学級の充実	子育て中の保護者等を対象に、心身ともに健全な子どもを養育するために必要な家庭教育に関する知識を習得する講座を実施します。	社会教育課	子育て中の保護者等
114	町立学校施設開放事業	小学校のグラウンド、体育館及び中学校の体育館、格技場を地域の団体に開放し、スポーツ等を通じての世代間交流を推進します。	社会教育課	地域の団体
115	ブックスタート	親子のふれあいを深めながら、本に親しむきっかけを作ることを目的として、4か月健康診査において、本及びブックリスト等を手渡す事業を実施します。	図書館	4か月児とその保護者
116	セカンドブック	学齢期における読書活動の基礎となる家庭での読書を定着させるため、小学1年生に本を手渡す事業を実施します。	図書館	小学1年生
117	おはなしだっこ	1歳半から4歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、おはなし会を実施します。（会員制）	図書館	乳幼児とその保護者



## 4 子どもにやさしい生活環境の整備

### (1) 良質な住宅や良好な居住環境の確保

良好な居住環境の整備は、子どもの健やかな成長とゆとりある子育てや養育に関係することから、県及び住宅供給公社など関係機関と連携を図りながら、町営住宅も含め、広く町民への情報発信に努めていきます。

### (2) 安全な道路交通環境の整備

妊産婦や子ども連れの親が自由に安心して出かけられるように、道路の整備のほか、生活道路や通学路の歩道及び車道の改修を推進していくとともに、公共交通機関についても、低床バスの導入や駅・バス停のバリアフリー化などを交通機関事業者に対して要請するなど、必要な支援を行っていきます。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象
118	道路施設の維持及び整備	生活道路において、歩行道、照明灯などの維持管理及び整備、バリアフリー化などを推進します。	土木課	道路等
119	違法駐車防止の啓発	警察及び関係団体の協力のもと、違法駐車防止の啓発を行います。	まちづくり課	運転者

### (3) 安心して外出できるまちづくり

安全・安心なまちづくりの推進を図るため、道路、施設、公園等のバリアフリー化や街灯など防犯設備の整備に努めていきます。

また、公共施設でのベビーベッドの設置や授乳室の整備は、子育て家庭が安心して外出は必要であり、今後各関係機関と連携をとり、地域全体で子育て支援体制の整備を推進していきます。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象
120	公共施設、トイレ等のバリアフリー化の推進	高齢者や子どもたちが安全で快適に利用できるように配慮した施設の整備を進めます。	まちづくり課 公園課 こども支援課	公共施設等
121	防犯灯の整備	防犯灯の設置、維持管理費を継続して行います。	地域政策課	防犯灯

## 5 職業生活と家庭生活の両立の推進

### (1) 働き方の見直し

男性が子育ての重要性を理解し、積極的に家事・育児に関われるように、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するため、労働者、事業主に対し、国・県関係団体等と連携を図りながら、広報、啓発に努めていきます。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象
122	男女共同参画意識の啓発	ゆがわら男女共同参画プランに基づき、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正を図るため、意識啓発に努めます。	地域政策課	町民

## 6 子どもと地域の安心・安全の確保

### (1) 子どもの不慮の事故防止対策の推進

警察や交通安全協会等各団体の協力を得て、交通安全教育やドライバーのマナーの向上に努めるとともに、ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出しを引き続き行って普及啓発に努めていきます。

また、家庭内で起きる事故は、就学前児童に多く見られ、家族の方のちょっとした注意で防げる事故も多くありますので、家庭内での事故防止を啓発するチラシなどを作成して、健康診断や予防接種の受診時に配布するなどして普及啓発に努めていきます。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
123	家庭内での事故防止	家庭内における乳幼児の事故が、多発していることから、健康診断等において注意を呼びかけるチラシを配布して啓発します。	こども支援課 保健センター	乳幼児の保護者
124	交通安全運動の推進	町民を対象として交通安全キャンペーンや、夜間パトロールによる広報啓発活動等を行い、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。	まちづくり課	町民
125	交通安全教室の充実	登校時の交通安全指導、自転車点検、校外学習等での保護者による安全支援等を行います。	学校教育課	小学生
126	チャイルドシート等の普及	ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出しを行い、普及啓発を行います。	まちづくり課	乳幼児の保護者

## (2) 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進

事件の被害から子どもたちを守るため、警察等による防犯安全教育の推進、被害にあったときの緊急避難場所としての「子ども110番」の普及、小学校の新1年生全員に防犯ブザーを配布するなど防犯の強化に努めていきます。

幼稚園や保育園の送迎は、保護者や園バスで行っていますので、比較的安全といえますが、学校や園舎への不審者の侵入に備えて、防犯避難訓練やパニックボタン等による通報システムなどの防犯対策に努めていきます。

### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
127	防犯安全教育の推進	警察等の協力指導を受けて、防犯安全教育の推進を図ります。	小学校	小学生
128	防犯ブザーの配布	新1年生に防犯ブザーを配布して、登下校時における防犯対策の推進を図ります。	学校教育課 地域政策課	新1年生
129	防犯情報の提供	子どもにかかわる犯罪が発生した時に、学校、幼稚園、保育園等や、メールマガジンにより町民に情報提供を行い、防犯に努めます。	地域政策課 こども支援課 学校教育課 社会教育課(青少年相談室)	乳幼児と小・中学生
130	青少年相談員設置事業(非行の防止と相談体制の充実)	青少年相談員による相談、有害図書類の調査及び巡回パトロールを行い、青少年の健全育成及び非行防止に努めます。	社会教育課(青少年相談室)	青少年
131	防犯運動の推進	町民を対象として防犯キャンペーンや、夜間パトロールによる広報啓発活動等を行い、防犯に努めます。	地域政策課	町民
132	防犯カメラの設置助成	町内の建物の屋外に防犯カメラを設置した方に対し、防犯カメラ設置費の補助をし、犯罪の予防効果の向上を図ります。	地域政策課	町民

## 7 特に支援の必要な子どもたちと家庭への支援の充実

### (1) 児童虐待防止対策の充実

子育て世帯の減少や近所付き合いの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が進み、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなど様々な要因が複雑に絡み合い、子どもへの虐待は後を絶ちません。

親子と直接会うことができる乳幼児健診は、虐待の芽を早期に発見する機会ですので、適切な対応と助言、指導を行うとともに、未受診家庭については育児の孤立が懸念されることから、保健師等が家庭訪問を行い、その状況把握に努めていきます。

その他、住民、学校、幼稚園、保育園からの通報に対応できる体制づくりと、虐待等が発見されたときの事例に応じて、関係機関相互の情報の提供や交換などを含めた指導体制の整備の充実を図っていきます。

また、児童相談所、保健福祉事務所の指導のもと、医療、行政、ボランティア等関係する機関が連携し、育児だけでなく障がい児や非行児童の相談にも対応できる相談窓口を設置し、虐待の予防から自立支援まで広範な対応に努めていきます。

#### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
133	相談・指導体制の整備	関係者、関係機関が相互に連携し、虐待の防止と対策に努めます。	こども支援課 保健センター	町民
134	健康診査や相談時等の対応	母子の定期健康診断や相談のときに、虐待の兆候など早期発見に努め、適切な対応を図ります。	保健センター	乳幼児とその保護者
135	青少年相談員設置事業（虐待情報の把握）	地域住民や保育所、幼稚園、学校等から虐待の通報を受けたとき、専門機関等で個別の状況に応じて対応を検討します。	こども支援課 保健センター 学校教育課 社会教育課（青少年相談室）	関係機関
136	要保護児童対策地域協議会	代表者会議・実務者会議・ケース検討会議の開催により、広域的な連携を図りながら児童虐待の防止を図ります。	こども支援課	要保護児童
137	児童委員、主任児童委員による相談・見守り	民生委員でもある児童委員、主任児童委員が連携し、日頃から地域の子どもたちが元気に安心してくらするように相談・見守り活動を行います。	社会福祉課 こども支援課	児童

## (2) 母子家庭等の自立支援の推進

離婚等の増加により、ひとり親家庭が増えてきており、子育てをはじめ生活や就労まで様々な悩みを抱える家庭が増えています。

そこで、ひとり親家庭が安心して子育てができ、自立した生活が営めるように保健福祉事務所と連携を図りながら相談・助言等に努め、その精神的支援と自立に向けた支援を推進していきます。

### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
138	ひとり親家庭等医療費の助成	病気やけがなどで医療機関にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。(所得制限あり)	こども支援課	母子家庭等
139	保育園の優先入園	保育園の入園希望に対して、優先順位に配慮します。	こども支援課	母子家庭等

## (3) 障がい児施策の推進

障がいの早期発見と適切な療育ができるよう指導・助言をするとともに、様々な相談に応じられるよう各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの社会的自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

また、乳幼児期から社会人への移行期までの、一人ひとりの多様なニーズに応じた療育・保育・教育体制が受けられるよう、的確な情報の提供や相談などを児童相談所と連携して推進していきます。

### 【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
140	あゆみの会	発達やことばの遅れなどが心配、お友達と上手に遊べないなど、ちょっと気になるころがあるときに親子で参加する集まりで、言語療法士や保育士などが指導、助言を行います。	社会福祉課	就学前児童等
141	重度障がい者医療費助成制度	重度障がいの方が、医療機関等にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。	社会福祉課	重度障がい児者
142	児童福祉法に基づく障がい児通所支援	児童福祉法に基づく各種サービス（児童発達支援、放課後デイサービスなど）を受けるための通所給付決定や通所支援の利用に係る費用を負担します。	社会福祉課	障がい児
143	相談・指導体制の整備	健康診断時における障がいの早期発見と、関係機関との連携を図り、適切な指導と助言に努めます。	保健センター	町民

(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。

また、平成27年3月に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」が制定され、子どもの貧困対策を推進していくため4つの主要施策を定めています。

この主要施策「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の推進に取り組むほか、必要な支援が受けられるよう努めます。

【具体的事業】

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
144	要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助金（再掲）	学用品費・修学旅行費・給食費などの一部を援助するものです。	学校教育課	生活保護世帯（要保護）、生活保護に準ずる世帯等（準要保護）及び特別支援級在籍の児童生徒
145	育英奨学金制度（再掲）	成績が優秀で、経済的な理由により高等学校に修学が困難な生徒に奨学金を交付する制度です。	学校教育課	高校生等
146	スクールカウンセラーの配置（再掲）	中学校にスクールカウンセラーを配置して、思春期における不安や悩み等の相談に対処します。	学校教育課	小・中学生
147	スクールソーシャルワーカーの配置	教育的ニーズを抱えた園児・児童及び保護者に対して支援を行ったり、教師へのアドバイスや校内ケース会議、就学指導のための発達検査及びアセスメントなどを行います。	学校教育課	幼稚園児・小・中学生
148	ひとり親家庭等医療費の助成（再掲）	病気やけがなどで医療機関にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。（所得制限あり）	こども支援課	ひとり親家庭等
149	寡婦（夫）控除のみなし適用	税法上の寡婦（夫）控除が適用されていない非婚のひとり親家庭に対し、所得に応じて使用料等を決定している場合に、寡婦（夫）控除のみなし適用し、経済的負担の軽減を図ります。	こども支援課 社会福祉課 学校教育課	ひとり親家庭等





## 第 5 章

# 計画の推進体制





## 第5章 計画の推進体制



### 1 計画の推進

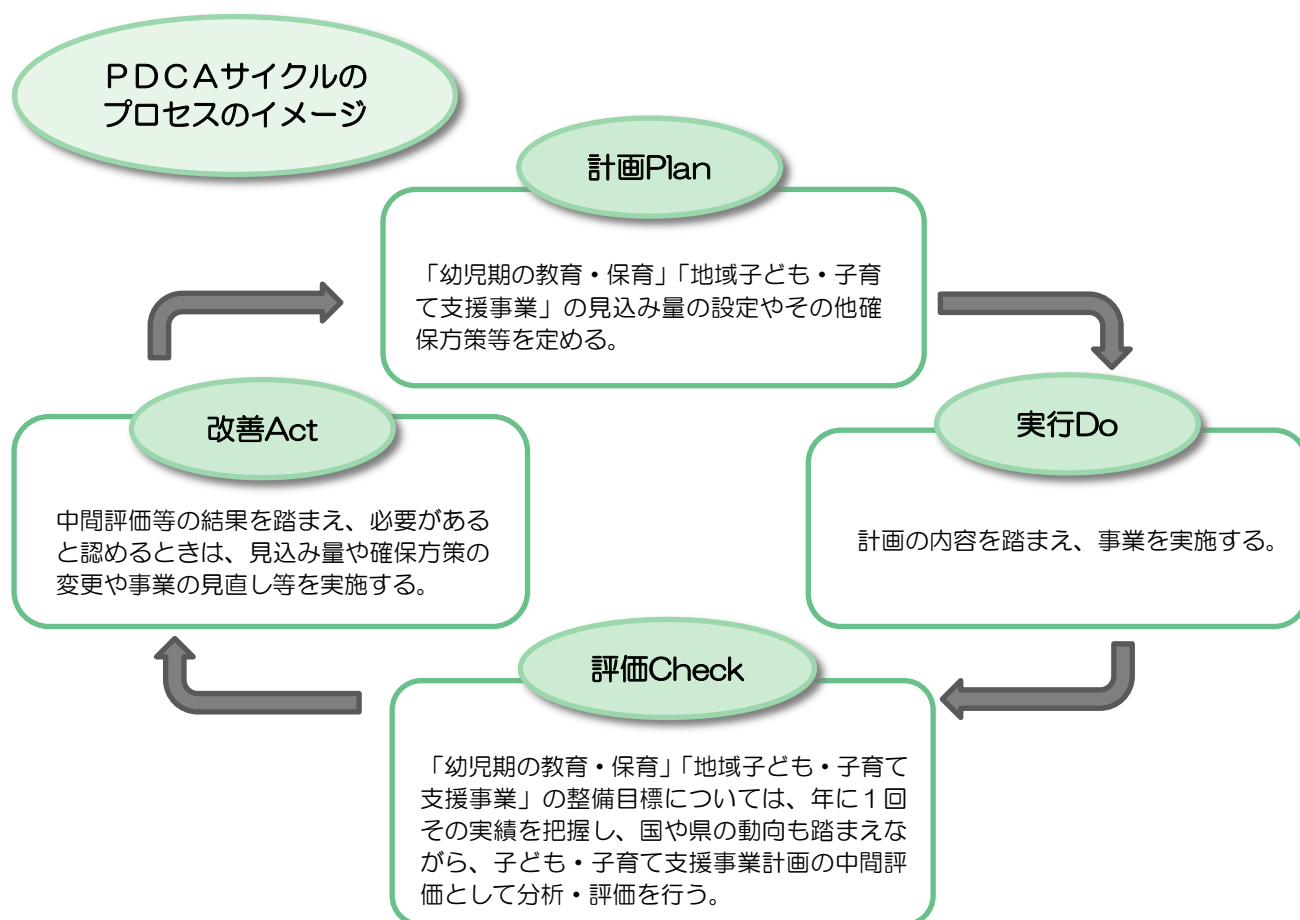
子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の整備及び、次世代育成支援地域行動計画（後期計画）を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。

### 2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、事業ごとの進行状況を年度ごとに「湯河原町子ども・子育て会議」に報告し、適正な進行管理を実施していきます。

また、社会経済情勢等の変化に対応して、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行っていきます。



### **3 計画の進行状況の公表**

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で町民にわかりやすく公表します。

### **4 国・県への要望**

子ども・子育て支援は、国、県、町が一丸となって取り組むべき課題であり、必要に応じ、施策の拡充を国、県に要望していきます。



# 資料編



# 資料編



## 1 子ども・子育て支援法の抜粋

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

**第三条** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

## 第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

**第六十条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

**第六十一条** 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数  
（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
  - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。



- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 2 子ども・子育て会議

### (1) 設置要綱

湯河原町子ども・子育て会議条例

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、湯河原町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

#### (組織)

第3条 子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、法第77条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

#### (会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

#### (会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表森林づくり審議会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	日額 12,000円
	委員	日額 10,000円

(2) 委員構成

	所属等	役職等	氏名	備考
1	湯河原町PTA連絡協議会	湯河原小PTA会長	二見 一正	子どもの保護者
2	宮上幼稚園ふたばの会	会長	遠藤 美香子	子どもの保護者
3	町立幼稚園保護者会	会長	蓬田 芳枝	子どもの保護者
4	子育てサークル このゆびとまれ会	会長	松野 亜樹	子どもの保護者
5	湯河原町区長連絡協議会	会長代理	加藤 博	子どもの保護者
6	湯河原町民生委員児童委員協議会	会長	梅原 紘明	子育て支援に関する事業等に従事する者
7	湯河原町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	櫻井 章子	子育て支援に関する事業等に従事する者
8	湯河原町母子保健推進員	副会長	小澤 弘美	子育て支援に関する事業等に従事する者
9	湯河原町学童保育	指導員	山本 悦子	子育て支援に関する事業等に従事する者
10	宮上幼稚園	副園長	井上 美千代	子育て支援に関する事業等に従事する者
11	湯河原町社会福祉協議会	事務局	露木 豪	子育て支援に関する事業等に従事する者
12	小田原医師会湯河原班	小児科医	伊東 香	学識経験者
13	湯河原町教育委員会	教育委員	小松 泰子	学識経験者
14	湘南平塚看護専門学校	講師	稲生 和子	学識経験者
15	小田原児童相談所	所長	高須 正幸	関係行政機関
16	小田原保健福祉事務所	保健福祉課長	中條 和子	関係行政機関
17	湯河原町立小中学校校長会	吉浜小学校 校長	瀨瀨 仁志	関係行政機関
18	町立保育園園長会	たちばな保育園 園長	鈴木 美穂	関係行政機関
19	株式会社 YBC	代表取締役	野澤 昌代	子育て支援に関する事業等に従事する者
20	公 募 委 員		武田 和広	

### 3 用語解説

#### <あ行>

##### 育児休業制度 (P56)

労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる（一定の範囲の期間雇用対象者も対象となる）。

一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができる。

##### M字カーブ (P4 P17)

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブという。

#### <か行>

##### 学童保育事業 (P51)

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設。

##### 子ども・子育て関連3法 (P3 P4 P5 P32)

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のこと。

##### 合計特殊出生率 (P12)

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したもの。

##### コーホート変化率法 (P37)

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

## <さ行>

### 小1の壁 (P4)

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすること。

### 次世代育成支援対策推進法 (P4 P5)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律。

## <た行>

### 特定教育・保育施設 (P26 P41 P42 P56 P91)

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

### トワイライトステイ (P49)

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

## <な行>

### 認可保育所 (P21 P23 P33 P52)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。

### 認定こども園 (P4 P23 P32 P33 P34 P35 P36 P45 P52 P55)

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。

**<は行>**パーミル (‰) (P12 P13 P19)

1,000分の幾つであるかを表す語。1,000分の1を1パーミルという。千分率はパーミル (‰)、百分率はパーセント (%)。

パブリックコメント (意見公募手続) (P6)

行政機関が規則あるいは命令等の類のものを制定するに当たって、広く公 (パブリック) に、意見・情報・改善案 (コメント) を求める手続き。

P D C A サイクル (P85)

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

ファミリー・サポート・センター (P21 P23 P24 P25 P34 P36 P48 P49 P59)

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

**<や行>**要保護児童対策地域協議会 (P79)

要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携、協力を確保することを目的に設置する協議会で、児童福祉法第22条の2に位置づけられている。



## 第2期湯河原町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行者 湯河原町 こども支援課

住 所 〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL 0465-63-2111 FAX 0465-63-2940



**第2期湯河原町  
子ども・子育て支援事業計画**